

平成十年十二月一日～四日

展示目録

貴重史料の世界

— 家別け蔵書群から —

宮内庁書陵部

8 水左記

柳原本

左大臣源俊房の自筆日記。源の偏「水」と左大臣の「左」をとってこの名がある。「土左記」「土記」「堀河左府記」ともいう。俊房（1035～1121）は白河・堀河・鳥羽天皇3代38年間にわたり左大臣をつとめた。政務に通じ、学問・詩文に造詣が深く、能書家でもあった。本書は現存する平安期公卿の自筆日記として藤原道長の『御堂関白記』について古く、当該期の代表的な日記である。柳原家旧蔵の自筆本は承暦4年（1080）の上下2巻。自筆本はほかに当部所蔵伏見宮家旧蔵本4巻と前田育徳会尊経閣文庫所蔵本2巻が伝来しているが、1年の記述が完備するのはこの年のみである。記事は間空き3行の具注暦に記され、表に書ききれずに裏にまで及ぶ長い記事もある。展示部分の承暦4年9月には、斎宮群行に際して俊房が西河行禊の前駆をつとめたことや、宋国明州の商人孫忠がもたらした牒状に関する記事などがみえる。なお巻末には暦製作者3名の署名がある。

はじめに

書陵部では平成7年以来庁舎・西書庫の建て替え工事が進められてきたが、9年3月竣工し、その後職員の移転と図書に移納も終えて、このほど装いも新たに本来の形の業務に復したところである。

今回の展示会は新庁舎完成後最初の展示会となることから、幅広く蔵書を紹介したいと考え、歴史的分野には限られるが、蔵書を構成している旧蔵者別の書籍群ごとに貴重なものをそれぞれ数点ずつ展示し、高覧に供することとした。「貴重史料の世界——家別け蔵書群から——」と題した所以である。

書陵部の蔵書は、明治17年宮内省に図書寮が設置され、省内各所に保管されていた図書が一括して引き継がれたことに始まる。その後諸家・諸機関からの蔵書の献納・移管に、複写や書肆からの購入等を加えて、現在の40万点余の充実をみるに至った。蔵書には旧蔵者別にまとまりのある書籍群として伝来しているものが多く、それを大別すれば、維新後京都よりもたらされた禁裏御文庫本のほか、宮家、公家・地下、江戸幕府、武家、学者、政府および宮内省各部局その他の旧蔵本等にわたる。今回こういった蔵書構成になるべく広く及ぼす形で、2・3頁に掲げるように旧蔵者別に15の書籍群を選んだ。展示する典籍・文書は44件で、一部参考展示を加えている。その内容は様々であるが、古代から近代に至る各時代の史料を揃えることができた。もとより今回の展示は書陵部の蔵書のほんの一端を紹介できるものにすぎないが、いずれも貴重な原本や写本であり、存分に御覧頂ければ幸いである。

家別け蔵書群概説

展示した家別け蔵書群の概要について、展示順に従って解説を加える。これらのうち川路本は、当部の目録に家別けの略称を掲記されていないが、蔵書群としてまとまりがあるので、これを川路本としてとり上げた。

御所本

京都御所の御池庭文庫や内庭御文庫に收藏されていた書物が、明治7年4月に東京に移送されたものが主体。その後引き継がれた版本・活字本なども含めて約1万点。近世の各天皇が書写させた歌書類や女房による御側日記原本などが多く、宸筆本も少なくない。

伏見宮本

四親王家の一つ伏見宮家の旧蔵書。鎌倉期以来の皇統持明院統に相伝された書籍類を中心に、宮家代々当主の収書を加え充実が図られた。宸記・公家日記・歌書等の原本・古写本が多く伝わりと共に、琵琶や箏などに関する楽書も多量に伝来する。楽書以外は昭和22年以降29年まで数次にわたり当部へ移管され、総数1,666点に上る。楽書は昭和33年に別途移管されたが、その総数は600点を下らない。

柳原本

藤原氏北家日野流の柳原家の旧蔵書。総数3,668点。昭和2年12月に献納された。江戸後期の当主紀光が『続史愚抄』編纂の過程で書写・蒐集した記録類が多くを占めるが、紀光の父祖資廉・光綱らの書写本も若干を存する。なお、愛知県の西尾市岩瀬文庫には明治期に移された柳原家旧蔵本が所蔵されている。

三条西本

藤原氏北家閑院流の一家で、古典の書写や古今伝授などで名高い三条西家の旧蔵本。同家の蔵書の一部は近世初頭に前田家に移納され、近代以降は坊間に流出・四散した。当部では昭和25年4月に57点を一括購入し、その後も購入を続けている。現在の総数は90点。実隆・公条の書写になる記録・朝儀書が大半を占める。

葉室本

藤原氏北家勸修寺流の葉室家の旧蔵書。約4,000点を有す。大正8年10月に当部に移管された。主として近世の葉室家当主の日記が見られるほか、頼業・頼孝・頼重・頼胤らにより書写・蒐集された良質の古記録・朝儀書・次第類が伝えられている。

壬生本

官務（太政官弁官局の史の最上首）を世襲した壬生家（本姓小槻氏）の旧蔵書。総数約11,000点。明治3年壬生家より太政官に提出されたが、皇室へ献納されることとなり、同21年4月に図書寮へ引き渡された。代々官務として宣旨・官符等の作成発給に関わったことから、朝廷の記録・文書が蔵書の中核をなし、歴代当主の日記や所領に関する文書なども伝えられる。京都大学・東北大学にも壬生家旧蔵本が所蔵されている。

橋本本

藤原氏北家閑院流の橋本家の旧蔵書。昭和12年に移管、その数約1,500点。江戸後期から明治初期にかけての当主の自筆日記を多く残す。親子内親王（和宮・静寛院宮）の生母が典侍橋

本経子であった縁により、内親王の日記等が橋本家に伝えられている。

谷森本

幕末・明治の国学者谷森善臣の旧蔵書。著作の草稿類を含め総数4,251点。善臣は伴信友に師事。山陵の調査・修築や南朝史実の究明などを行い、明治44年に没した。もと三条西家の家臣で、善本の蒐集・校訂でも知られる。昭和7年9月、子息の谷森建男氏によって献納された。

秘閣本

明治24年3月、内閣文庫所管の紅葉山文庫本や維新以降購入の貴重書のうち、宋元版の漢籍、慶長以前の古写本など約3万点が、永世保存に万全を期すという目的で、宮内省図書寮に移管された。このうち4,500点が秘閣本として分類されているが、今回の展示にあたっては、同時に移管された内閣文庫旧蔵本もあわせて出展している。

鷹司本

藤原氏五摂家の一たる鷹司家の旧蔵書。明治19年・大正10年・昭和3年の三次にわたり、計約8,400点が献納された。江戸末期の当主政通らが、日記等の記録史料・有職故実書・詠歌から蘭学史料に至るまで、善本の書写・蒐集を行い、蔵書の充実を図った。

九条本

藤原氏五摂家の一つ九条家の旧蔵書。昭和30年から33年にかけて当部に移管され、現在も整理作業が続けられている。兼実をはじめ歴代当主の日記、儀式書、古記録類、所領経営に関わる家記・文書類、僧慶政の蒐集・書写になる記録・寺社縁起類、幕末国事記録など、中世以来焼失を免れてきた稀少の善本を多く伝える。総点数は1万点を越える。

川路本

幕臣川路聖謨の関係史料。昭和5・7年に移管、100点余。聖謨は安政の大獄後、身に滞積した書類を焼却したが、嫡孫の太郎（寛堂）がその中止を求めたため、日記・覚書・建言書・書翰等の一部が処分を免れ今日に伝えられた。幕末の政局・対外交渉の貴重史料。

木戸本

明治維新の指導的政治家、木戸孝允の関係史料で、昭和36年2月に木戸家より移管された。孝允自身の日記や書類のほか、孝允宛の諸家書翰も多く、幕末・明治期の貴重な史料群である。史料は『松菊木戸公伝』編纂の際、整理されたものを中心としており、『木戸孝允文書』（日本史籍協会叢書）所収史料の原本となるものも少なくない。現在約540件が整理されている。

三条公行実編輯掛本

幕末・明治の政治家、三条実万・実美父子の伝記編纂のために設置され、明治24年4月に宮内省図書寮に移された編輯掛によって蒐集・書写された史料群。明治34年に刊行された『三条実美公年譜』の主要な依拠史料となった。史料は写本が中心だが、実万や実美の手元に残されていたとみられる原本史料も少なくない。その数は1,837点。

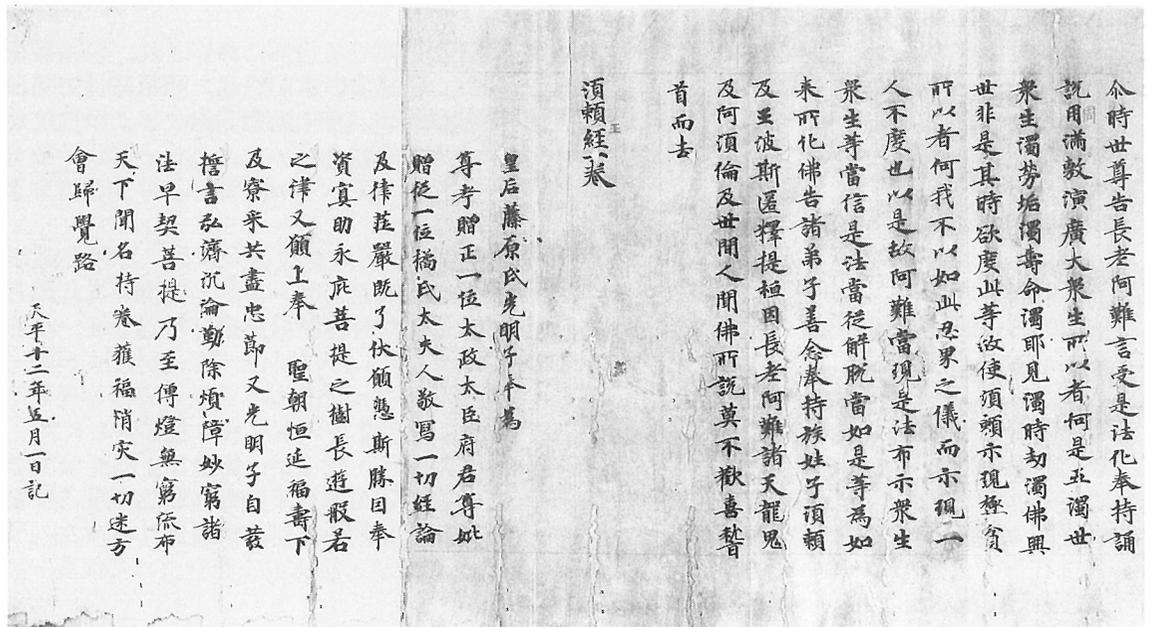
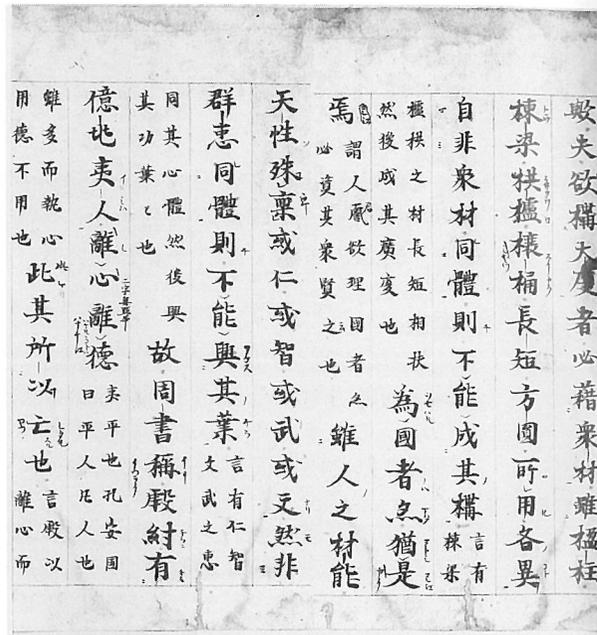
臨時帝室編修局本

『明治天皇紀』の編修のため、宮内省臨時帝室編修局が蒐集・作成した史料群。同局は諸官庁・元老重臣・行幸先などの所蔵史料を採訪し、さらに側近奉仕者の談話を聴取して記録を作成した。2,500点余に上るこれらの史料は、同局廃止後の昭和14年に図書寮へ移管された。その多くは写本であるが、原本がすでに失われたものもあり、史料的価値は高い。

御所本

1 臣軌 卷上

人臣たるものの遵守すべき規範を述べた書で2巻。唐則天武后が垂拱元年（685）に撰定，王德纂が注を加えた。中国では元代以前に散逸したが，日本には平安前期までに伝わり，唐太宗撰の『帝範』と共に博士家の必読の書となった。鎌倉将軍家では清原教隆らに『帝範』『臣軌』を講義させ，足利義満も両書を所持していた。江戸幕府の文庫にはかつて徳川家康手沢の慶長写本『臣軌』が所蔵され，寛保3年（1743）に徳川吉宗が版本と校合させている。展示本は上巻のみを存する鎌倉時代写本で，卷子本を後に折本に改装。新補裂表紙の題簽に「臣軌 信天翁題」と記す。信天翁は幕末明治の京都の詩人山中猷である。序と目録は室町期の補写。展示箇所は君主と臣下の一体性を説いた同体章の部分。本文には朱筆のヲコト点を付し，傍注には江本（大江家本）や点本との校異を記す。君・臣などの則天文字も一部に残されている。なお、『臣軌』下巻の古写本は愛知県猿投神社と国立歴史民俗博物館に各1点ずつ所蔵されている。



2 須頼王經

「須頼經」「須頼菩薩經」「仏説須頼經」ともいう。大乘經のうちの一つ。須頼という貧しいが徳行優れた菩薩が，釈帝桓因（帝釈天）の誘惑を退け，また波斯匿王と貧富論を闘わせて仏法に帰依せしめるという内容。展示本は光明皇后（701～60）が発願した五月一日經のうち1巻として書写されたもの。この写經事業は天平8年（736）頃から一切經書写を目的として開始され，同12年に一旦中断して各巻末尾に皇后の父藤原不比等と母梶犬養橘三千代の追福などを祈る天平12年5月1日付願文が付された後，翌13年に再開し，天平勝宝8歳（756）頃まで書写事業が続けられた。総巻数はおよそ6,500巻に及んだとも7,000巻ともいわれる。現存経巻は正倉院聖語蔵に750巻伝わり，また流出した経巻が200巻近く確認されている。本經は正倉院文書によれば，天平8～9年頃に書写されたものと推測される。元來卷子本であったが，後に折本に改装された。巻首を欠脱し，表紙及び金銀泥仏画のある見返しの後補されている。

臣軌上

同體章 至忠章 守道章

公正章 匡諫章

同體章

夫人臣之於君也猶四支之載元首

耳目之為心使也手足也元

皆由於心故為心之使也目視相須而

後成體君為元首臣為股肱上相得

而後成用君後臣理君食上故

惡之事君猶子之事父同也父子雖

至親猶未若君惡之同體也古有無

无父之家未有无君之君故虞書曰

惡作朕股肱耳目孔安目曰言余敬

左右有人汝翼孔安國曰左右助也

成我也余欲宣力四方汝為也

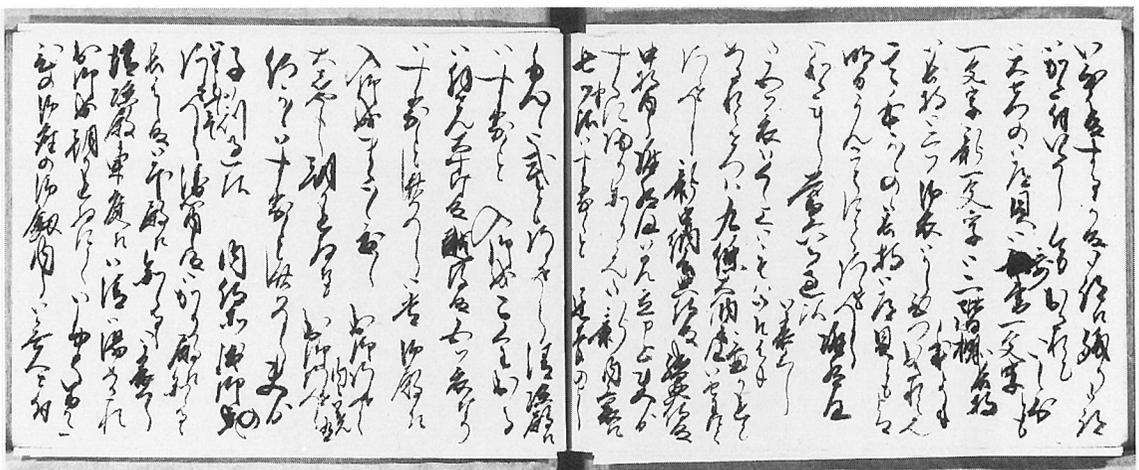
心君以惡為體惡稟君令故以君為

心君安即體安君君與臣力故以惡

心痒於中而體悅於外君憂於上而

臣樂於下痒病也苦心病則體古人

所謂共其危同其休戚者豈不信



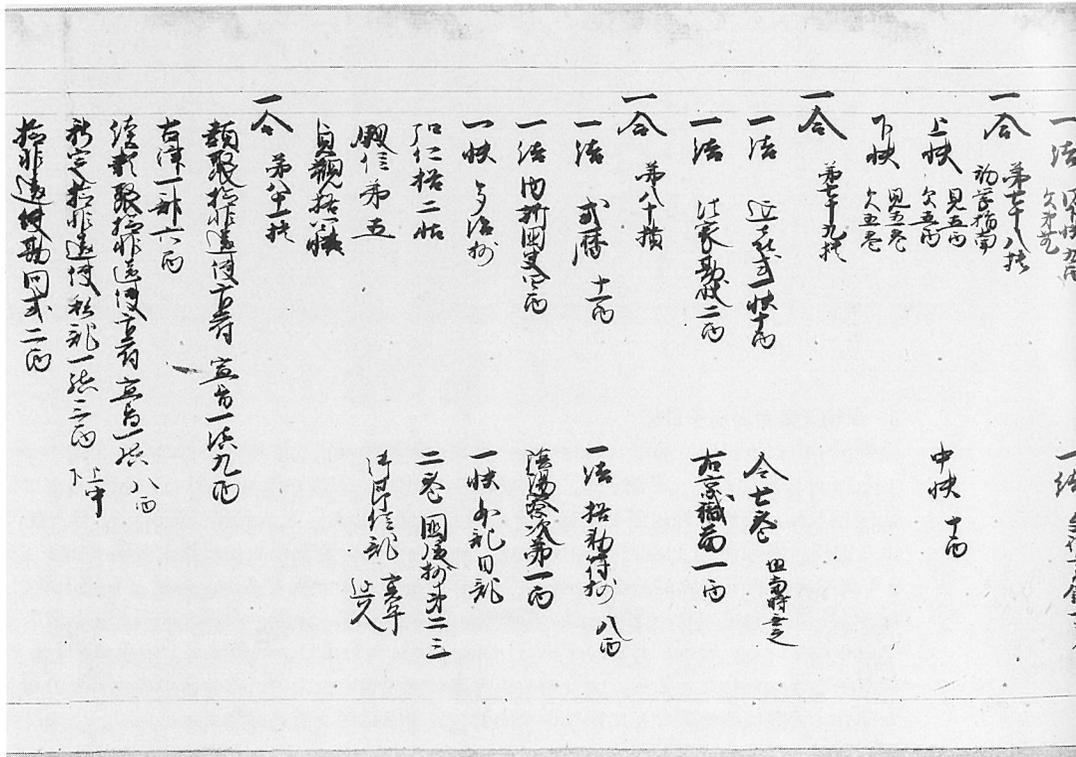
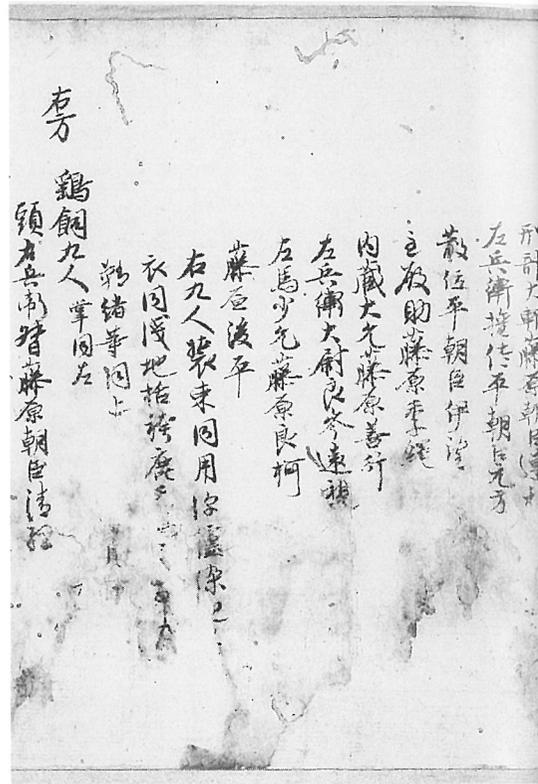
3 孝明天皇女房房子日記

高野房子の自筆日記。房子(1823~93)は左近衛権中将正三位高野保右の女。天保11年(1840)3月14日、統仁親王(孝明天皇)付中藤として出仕。安政5年(1858)11月23日には勾当掌侍に任じられ、和宮降嫁に際しては大きな役割を果たした。元治元年(1864)11月、禁門の変により退任。慶応3年(1867)再出仕して、典侍となる。所収年次は、嘉永5年(1852)から安政5年までで、若干の欠がある。日記各冊の体裁はそれぞれ異なるが、各冊とも原表紙に、「心おぼえ」と記されており、孝明天皇の御動静、禁中の公事・進献、女房の進退などが仮名交じり文で書かれている。展示した安政2年(1855)11月23日条は、前年4月、内裏が炎上し桂宮邸が仮御所となっていたところ、ようやく新内裏が完成をみたので、この日の孝明天皇の還幸となった部分。天皇は清涼殿などに相ついで出御し、還幸に伴う儀式に臨まれている。この時完成した新内裏が、現在の京都御所である。

伏見宮本

4 紀家集

文人紀長谷雄の漢詩文集。長谷雄(845~912)は文章博士・大学頭等を歴任し従三位中納言に昇った人物。現存するのは当部所蔵巻第14(前欠)のみで、その全容は不明。当巻に含まれる内容は、行幸・御幸や宴席供奉の記、僧・隠者の伝など7篇である。大江朝綱(886~957)の筆になり、奥書から延喜19年(919)正月21日の書写であることがわかる。紙背には、延喜12年(1通)及び同17年(10通)の申文等の原本がみられ、この時期の叙位・除目関係文書の様式を知る上で貴重な史料となっている。展示箇所は「昌泰元年歲次戊午十月廿日競狩記」の一部。昌泰元年(898)10月20日から閏10月1日にかけて、宇多上皇は王卿侍臣等を率い、都の近郊で鷹狩を行いながら、河内の片野に至り、大和の宮滝、摂津の住吉等に幸している。紀長谷雄は御幸初日と2日目に同行しこの記を叙した。鷹狩を競う情景の描写や文体等が文学史上高く評価されているのに加え、当時の御幸の様子を彷彿とさせ興味深い。図書寮叢刊『平安鎌倉未刊詩集』所収。



昌泰元年歲次戊午十月廿日院釋記
 凡遊稱之予多致駭擾皆是不知試不張刺
 之交控也有人犯細道等功立加僕民不謹其
 立於世日改道體是為新形
 若今實錄之身以始為終
 田野世子取平小
 線彼我物為若得幾候
 想之身多交與印白淺尋
 束心左

左方

鷄飼九人

掌御体知道步藏隨宜
 勢儀之必勤忠通人等

頭之進部中將左原朝臣等

リウ七左大藤原朝臣等

左近衛中將藤原朝臣等

若子左近衛少將藤原朝臣等

中宮職亮藤原朝臣等

右兵衛權佐藤原朝臣等

右衛門少尉藤原朝臣等

右九人收束國用新羅朝臣等

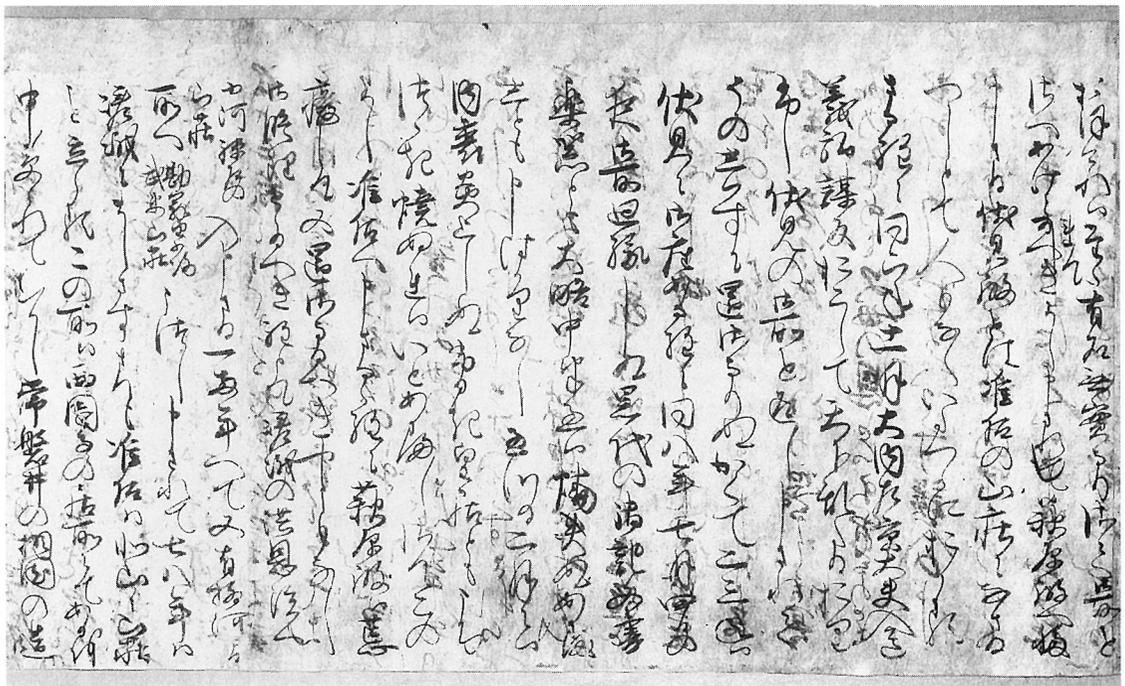
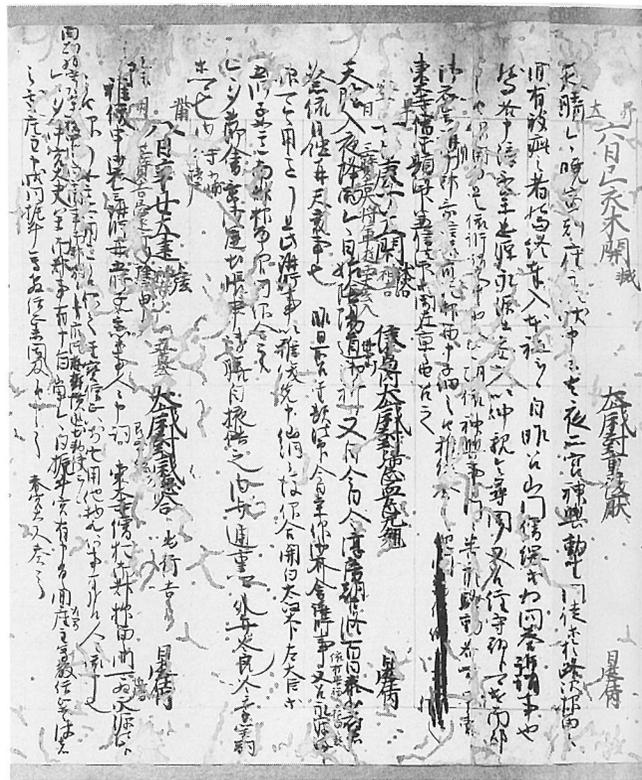
5 通憲入道書目録

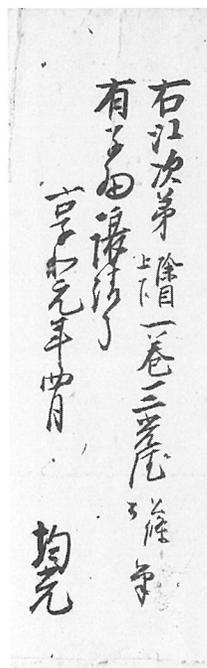
平安末期の政治家・学者藤原通憲（法名信西 1106～59）の蔵書目録とされてきたもの。通憲は鳥羽上皇に親しく仕え、後白河天皇の乳父として権勢を振るったが、後白河天皇が讓位した翌年、政敵の藤原信頼・源義朝らが起こした平治の乱で敗死した。本書が通憲の蔵書目録であることには疑問が出されており、いまだ決着をみていない。通憲のものとするれば、現存最古の個人の蔵書目録となる。納める書櫃ごとに漢籍・国書の書名を列記し、帙・巻・帖の数や欠本・破損等の状態を注記する。展示本は現在知られる唯一の古写本で、鎌倉時代の書写と考えられている。第7櫃から第18櫃の1行目までと第106櫃の7行目以降が欠失していて完本ではないが、近世の諸写本や流布刊本である群書類従本の誤脱を正し得る貴重なものである。展示箇所は国書が主に列記された部分で、『日本後紀』が40巻完存するほか、『貞観格』など今は逸書となった書目が多くみえる。

一合 手書下帳
 日書下帳
 一帙 手書下帳
 一帙 手書下帳
 一合 手書下帳
 日書下帳
 一帙 手書下帳
 一帙 手書下帳
 一合 手書下帳
 日書下帳
 一帙 手書下帳
 一帙 手書下帳

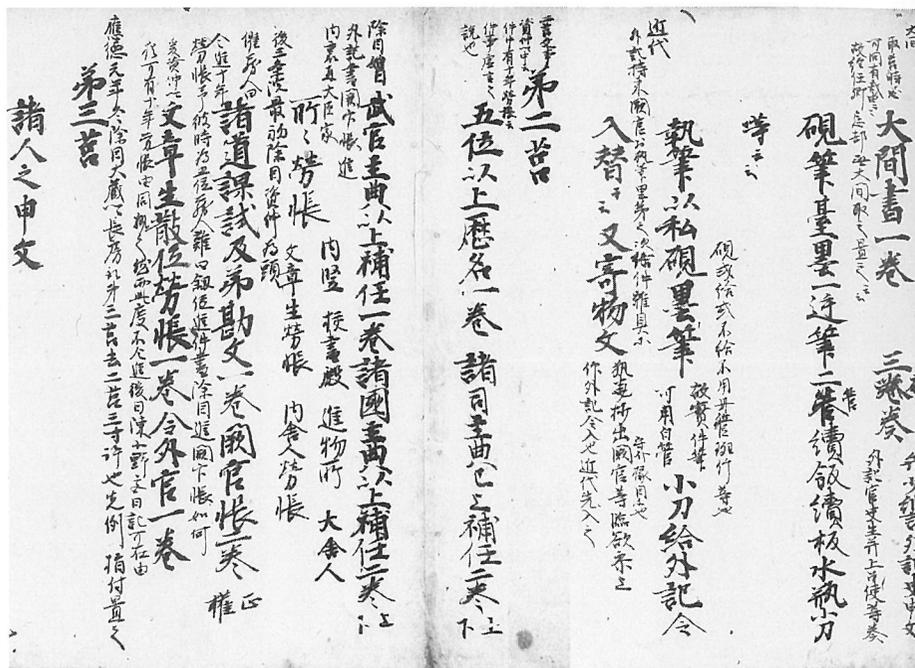
6 伏見院宸記

第92代伏見天皇の御日記。天皇は後深草天皇の第2皇子で、文永2年(1265)御誕生、弘安10年(1287)10月より永仁6年(1298)7月まで御在位、以後正和2年(1313)10月まで2度にわたり院政を行われ、文保元年(1317)9月に崩御された。本記は天皇践祚の日より永仁元年10月までを断続的に取めた宸筆による8巻で、伏見宮家に伝来した。この中には天皇自身の大嘗会別記2巻を含む。内容は、宮中の諸儀式、記録所庭中での政務、和歌・琵琶等の記事など多彩である。逸文等から知られる記録期間は、弘安10年より正和4年(1315)の29年間にわたる。『伏見院宸記』は近世初頭まで後水尾院の御文庫に70巻も伝存していたが、寛文年間の火災で大部分が焼失したという。展示は具注曆に記された正応5年(1292)正月~4月の1巻で、その巻頭部分。年始より南都北嶺の強訴があり、公事の執行にも支障を来している状況がみうけられる。天皇は書に秀で伏見院流を創始されたが、その流麗な筆致は細やかに記された本記からも十分に窺われる。



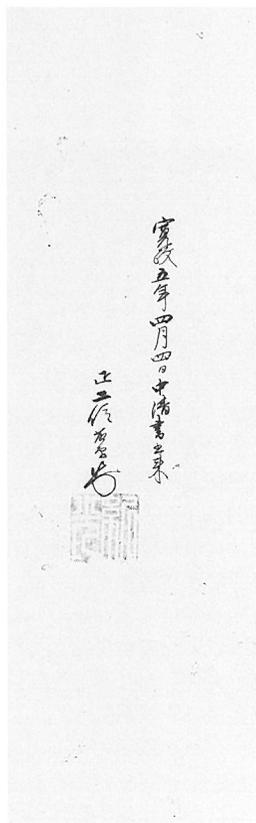


(奥書)



10 続史愚抄

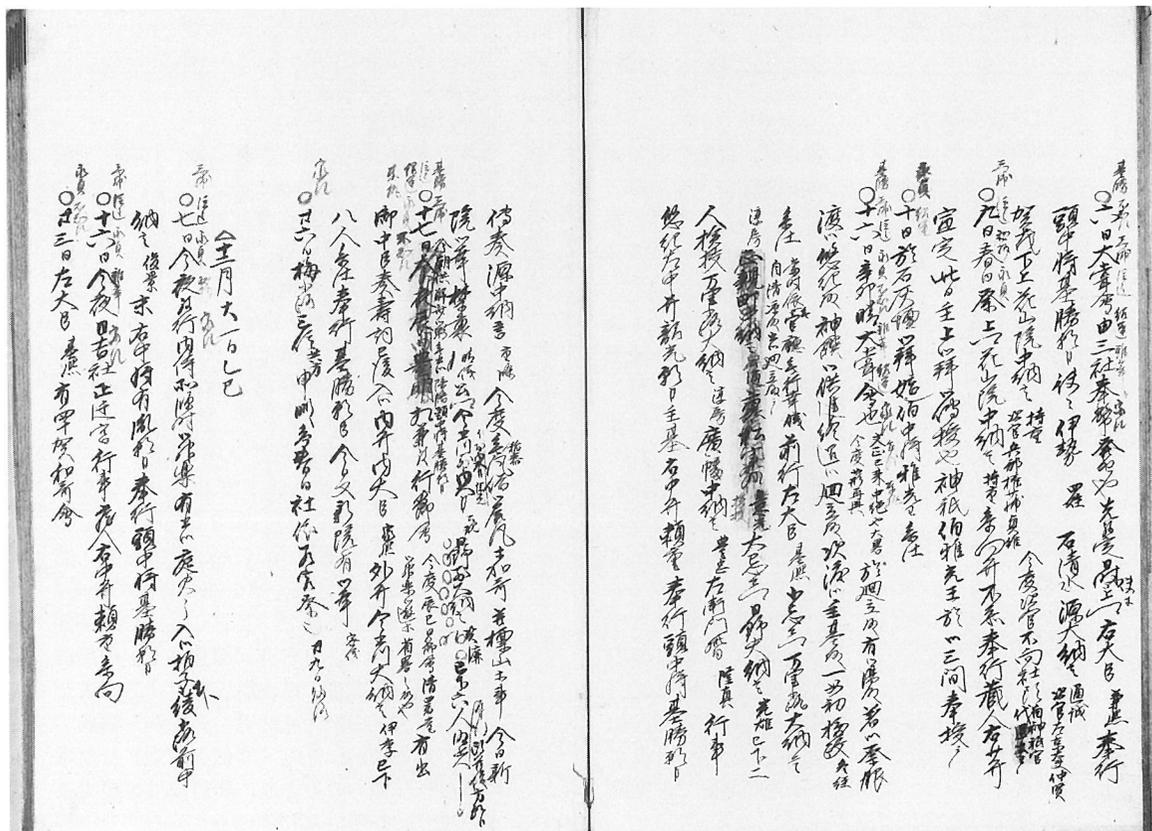
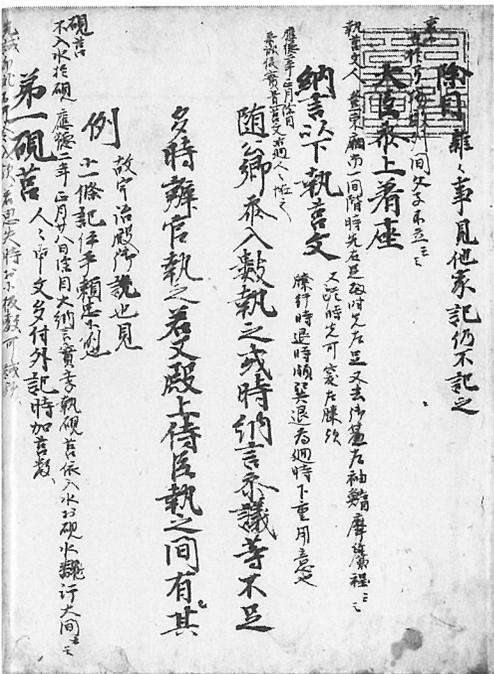
権大納言柳原紀光（1746～1800）編纂による朝廷の通史。『百鍊抄』の後をうける形で、正元元年（1259）亀山天皇の踐祚から安永8年（1779）後桃園天皇の崩御まで33代、521年間にわたり編年体で記述されている。書名の「続史」は六国史に続く史書を編纂するという紀光の初志に由来するといわれる。初稿本・中清書本・清書本などが作られたが、展示本は紀光自筆の中清書本で、後陽成天皇から後桃園天皇まで12代を収録している。これに先立つ部分の中清書本29冊は西尾市岩瀬文庫の所蔵。中清書本は寛政5年（1793）に成ったが、ついで清書本の作成にとりかかり、同10年に本書の一応の完成をみた。中清書本は清書本に比し、記事内容がやや簡略で、また清書本では記事の末尾にある依拠史料名の朱注は、中清書本では各条の首部に追記されている。展示したのは巻38（東山院上）の本文と巻35（後西院）の末尾で、前者には貞享4年（1687）11月東山天皇の大嘗会再興の記事がみられる。なお、刊本として続国史大系・新訂増補国史大系があるが、それらの底本となった清書本は戦災で焼失した。

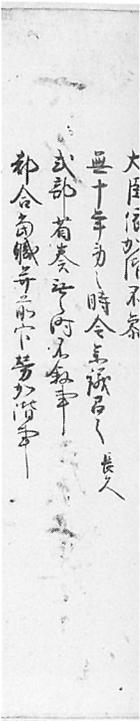
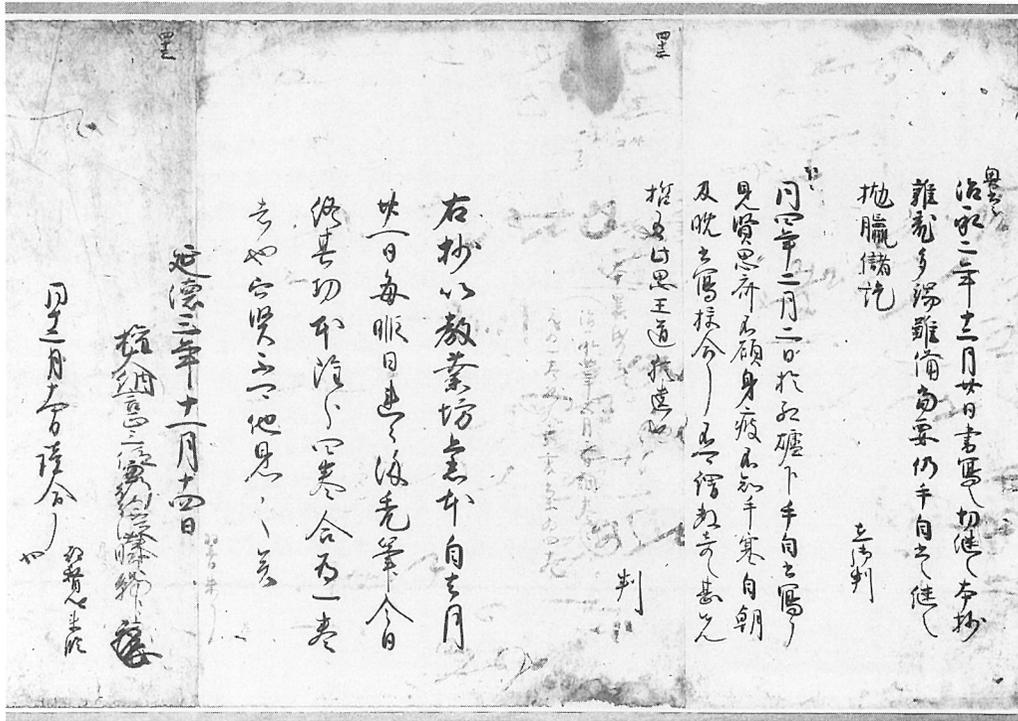


(巻 35 奥書)

9 江家次第

平安時代後期の学者として著名な大江匡房(1041~1111)が撰述した儀式・公事の書。「江帥次第」「江中納言次第」等ともいう。21巻のうち現存するのは19巻。展示本は巻4冒頭の除目の条のはじめより、臨時除目までを収める1巻。折目の痕跡等から、もとは冊子本であったことがわかる。奥書によれば、享和元年(1801)に柳原均光に譲渡されたものである。なお同奥書で筆者とされる三光院は割書にある三条西公条(1487~1563)ではなく、その子の実枝(1511~79)。本文の余白に書き込まれている注記には、「除目鈔」の外題をもつ広橋本『江家次第』巻4(下郷共済会所蔵)にみられる裏書や、その裏書を書写した広橋本『江家次第第四裏書』(国立歴史民俗博物館所蔵)と一致する部分が多い。





(奥書)

11 叙玉秘抄

院政期の叙位に関する儀式書。三条公教の編著とされてきたが、近年の研究により、源有仁の原撰本を徳大寺実定が改訂したものであることが判明した。源有仁（1103～47）は後三条天皇の皇孫で、白河上皇の猶子となる。管弦・詩歌・書道に優れ、花園左大臣とよばれた。有仁は除目などの作法を源俊房と源雅実に学び、二人の説に基づいて『春次第』『秋次第』『叙位抄』などを編纂したが、治承元年（1177）4月頃から徳大寺実定がこれらを書写・切継して『春玉秘抄』『秋玉秘抄』『叙玉秘抄』に改編した。村上源氏系公卿の儀式次第と後三条・白河両天皇の口伝を伝え、院政期の叙位除目次第を集大成した書物といえる。展示本は三条西実隆が延徳3年（1491）10月から11月にかけて三条家の旧本4巻を1巻に書写したもので、『実隆公記』にも書写の記事がみえる。原装は折本で、紙背に消息・和歌懐紙などがみえ、第11紙が欠落している。展示箇所は冒頭部分で、実隆の朱印「聴雪」が捺される。

12 公卿補任

公卿（参議三位以上）の職員録。『実隆公記』によると、三条西実隆は長享2年（1488）9月に『公卿補任』の書写を日課とすることを決意し、一部、町広光・中御門宣秀・万里小路賢房らの助筆をも得て、永正2年（1505）6月に至り全冊周備の念願を果たした。この三条西本の多くは散逸したが、8冊が今に伝えられ、5冊が前田育徳会尊経閣文庫に、3冊が当部に所蔵されている。当部所蔵本の所収年次は、第1冊が永祚元年（989）より寛弘7年（1010）、第2冊が文和元年（1352）より康安元年（1361）、第3冊が嘉吉元年（1441）より享徳元年（1452）であり、第2・3冊が実隆の自筆、第1冊は別筆である。展示したのは第1冊で、見返しに「公卿補任第七」の外題と「自永祚元至寛弘七」の所収年次を記した宿紙の原表紙を添付する。また文中の薨去・出家・転任等には朱鈎・墨鈎が付してあるほか、任叙・略伝の注記には他本にみられないものもあり、新訂増補国史大系本の校訂にも用いられている。

叙玉抄第一

著御前座

奏十年勞

持奏續儀

叙武部

遠瓦院宮中文字

叙王氏

著執業園座

召續儀

書授五位下

叙氏戶

叙藏人

叙位職事

當日外記進十三年勞帳并勅文入言付藏人奉之見明時清

早且奏申文一件申文台引錄第廿二枚表甚之以此持經書之

撰札奉作列書市座於少座南間奉作職事自全上

簡職事及六位一取相若撰多用文書之早付短冊感於

少座御書蓋後結具上次書目錄奉覽

短冊書樣

辨少納言中加階中文外記規管從五位上乙三年乙酉下五年乙亥

近衛中少將中加階乙卯月

諸道博士中加階諸司長官中加階乙亥依外記勅文

二加階依勅文知乙卯乙亥拾勤者

流國列功入内拾勤者乙亥乙卯乙亥

八省輔中加階諸律依中加階按司勇十一二者勞

外史依勅文知乙卯乙亥外記史依勅文知乙卯乙亥或戶依勅文知乙卯乙亥郎部

内記依勅文知乙卯乙亥大藏依勅文知乙卯乙亥按水遠依勅文知乙卯乙亥

大臣依勅文知乙卯乙亥一人任大臣依勅文知乙卯乙亥

一世源氏依勅文知乙卯乙亥二世孫王依勅文知乙卯乙亥

主氏依勅文知乙卯乙亥源氏依勅文知乙卯乙亥

藤氏依勅文知乙卯乙亥橘氏依勅文知乙卯乙亥

諸道博士依勅文知乙卯乙亥

叙位職事等

云即臨時抄行除阿

公卿補任第七

自永祚元至寬弘七

永祚元年

攝政位藤原家

右大臣位藤原光

内大臣位藤原隆隆

大納言位藤原重信

藤原朝光

權大納言位藤原隆隆

權大納言位藤原隆隆

權大納言位藤原隆隆

權大納言位藤原隆隆

權大納言位藤原隆隆

權大納言位藤原隆隆

權大納言位藤原隆隆

三月廿日任藤原家 六十一

六月廿日任藤原家 六十二

七月廿日任藤原家 六十三

八月廿日任藤原家 六十四

九月廿日任藤原家 六十五

十月廿日任藤原家 六十六

十一月廿日任藤原家 六十七

十二月廿日任藤原家 六十八

正月廿日任藤原家 六十九

二月廿日任藤原家 七十

三月廿日任藤原家 七十一

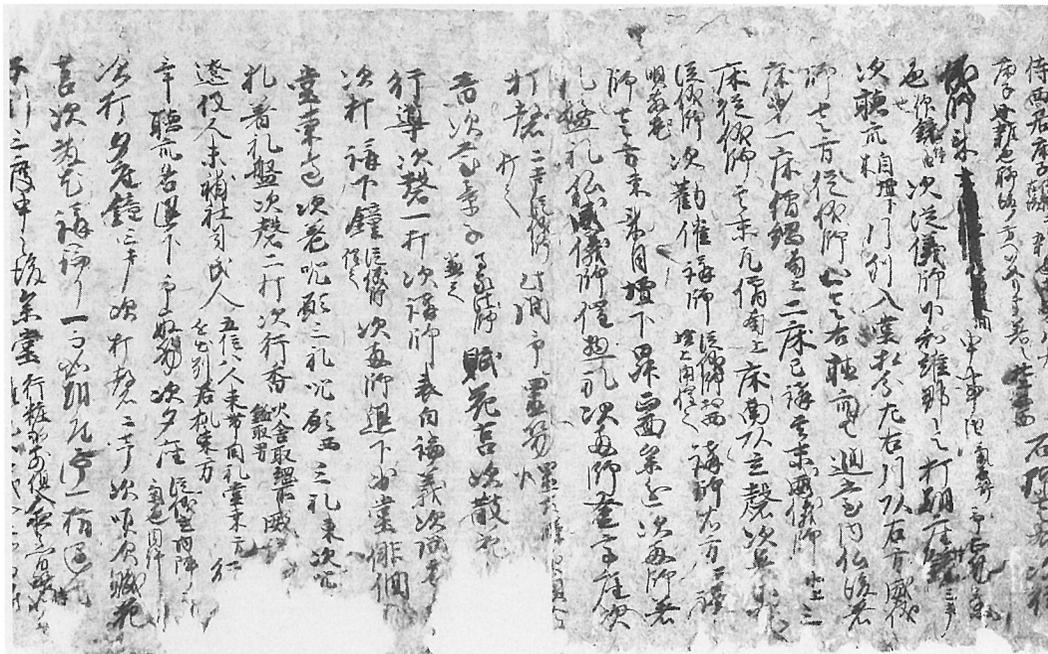
四月廿日任藤原家 七十二

五月廿日任藤原家 七十三

六月廿日任藤原家 七十四

七月廿日任藤原家 七十五

八月廿日任藤原家 七十六



13

13 葉室教忠記

室町時代中期の公卿葉室教忠の日記。「教忠卿記」ともいう。教忠(1423~94)は藏人頭・左中弁・参議等を歴任し権大納言を極官とした。葉室家は平安後期の藤原顕隆を祖とする名家。教忠は権大納言葉室長忠の孫で、後に長忠の嗣子となった。寛正6年(1465)権大納言に任じられ、延徳2年(1490)に出家、明応3年(1494)72歳で薨去した。本記は文安2年(1445)夏の1巻で巻首を欠く。教忠23歳、藏人・権右中弁の時の記録で、現存する唯一の自筆本である。日記の料紙に宿紙を用いていることが特徴的だが、これは藏人在任中であつたからであろう。本記は江戸時代の寛政6年(1794)には山科家に伝来していたが、それ以後に葉室家に移された。展示箇所は文安2年5月27日条で、教忠が延暦寺六月会に勅使として参向した際の次第を詳細に記す。なお巻末にはその六月会の役僧の交名を貼り継いでいる。

14 葉室頼業記

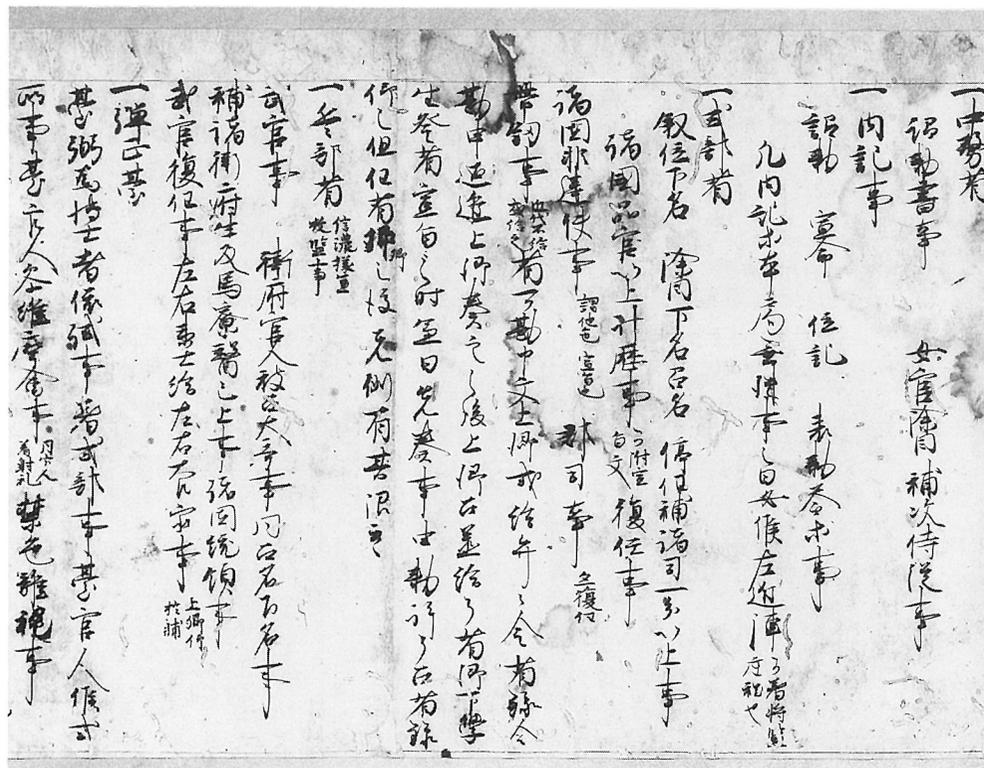
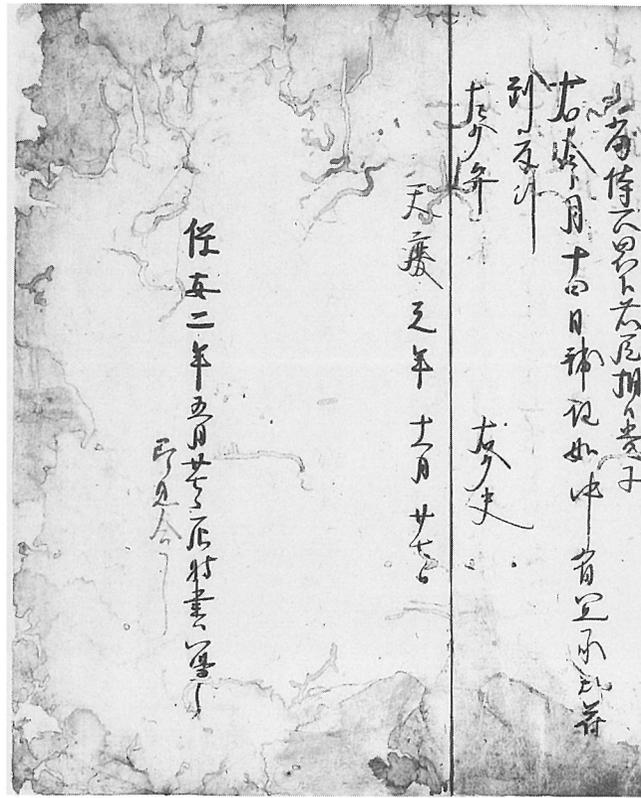
江戸時代前期の公卿葉室頼業の日記。頼業(1615~75)は藏人頭・参議・左大弁等を経て、明暦2年(1656)権大納言に任じた。さらに寛文3年(1663)には後水尾上皇に選ばれて、園基福・正親町実豊・東園基賢らと共に若年の霊元天皇に近侍し、宮中諸務を統括した。これが江戸時代における議奏のはじまりで、当初は四人衆・御側衆などによられた。頼業の日記は承応3年(1654)の9月・12月分、ついで寛文3年から死の前年延宝2年(1674)までの計14冊を存し、いずれも自筆本。内容は、朝儀・御幸・進献・政務・学問・家領等にわたり、草創期の議奏の職掌を窺わせるほか、記録・典籍の書写にまつわる記事も多い。展示箇所は寛文6年3月24日条。この日、後西上皇は『続日本紀』以下70合の書籍目録を霊元天皇に進めると共に、まず50箱分を禁裏文庫に移納させているが、これらの書籍は万治4年(1661)の禁裏火災以前に、後西上皇が新写させておいたものであつた。

壬生本

(巻4)

15 左丞抄

天平9年(737)より寛治7年(1093)の間の太政官符・宣旨などを類別し、編集した法令集。外題は「左丞抄」とするが、内題は「類聚符宣抄」とする。もと10巻であったが、巻2・5を欠き、現存するのは8巻分である。11世紀末から12世紀初頭の編纂と推定されており、小槻氏の編纂とする説と『左経記』の記主左大弁源経頼(985~1039)の編とする説がある。展示本は保安2・3年(1121・22)の奥書をもつ最古の写本である。第1冊表紙見返しに「八帖(花押)」という小槻有家のものと思われる記があり、鎌倉時代にはすでに2冊を欠き8冊となっていたことがわかる。この8冊本はその後壬生家に秘蔵され、元禄年間に壬生季連が新写本を作成し、それをもとに文政3年(1820)塙保己一が『類聚符宣抄』として版本を世に出したことで広く知られるようになった。なお、当本は新訂増補国史大系本の底本に用いられている。



店中并
天慶九年五月廿七
為侍
及下...

正妻十五年欠三卷
右抄尋丈生石上蓋極解 申侍 處下書
債被下 宜官債在外記其妻寫抄可足
失下尋狀
今
元平元年欠三卷 二月終 月四日欠二卷 二月終
月五年欠一卷 二月終 月八日欠一卷 二月終
正妻元年欠二卷 二月終
正妻五年欠二卷 二月終 月七年欠二卷 二月終
月七年欠一卷 五月終
右下并之百上其妻欠其足延可極目し
不能寫抄等情被下之官債在外記其妻將
寫抄他 羊し并李切情 處下極極
正妻十八年三月十九日右丈生石上蓋極
正妻十八年三月十九日右丈生石上蓋極
正妻十八年三月十九日右丈生石上蓋極
正妻十八年三月十九日右丈生石上蓋極

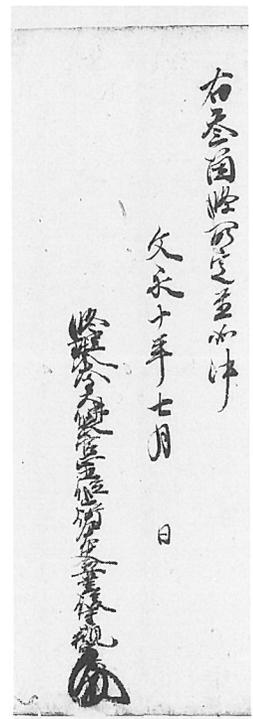
一宣百事
依内外諸司循例之諸寺諸人僧俗未申請下宣旨
其色目多計書權任計歷親王源氏下位祿季祿
ホ惣信官符宣旨未事皆其下并宣旨又
又詔紫衣事
一大詔官 外記局
除同文書 計曆書權任三年極任又給事符
宣旨二有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨三有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨四有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨五有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨六有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨七有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨八有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨九有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨十有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨十一有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨十二有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨十三有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨十四有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨十五有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨十六有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨十七有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨十八有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨十九有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨二十有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨二十一有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨二十二有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨二十三有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨二十四有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨二十五有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨二十六有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨二十七有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨二十八有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨二十九有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨三十有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨三十一有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨三十二有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨三十三有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨三十四有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨三十五有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨三十六有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨三十七有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨三十八有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨三十九有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨四十有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨四十一有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨四十二有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨四十三有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨四十四有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨四十五有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨四十六有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨四十七有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨四十八有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨四十九有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨五十有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨五十一有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨五十二有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨五十三有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨五十四有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨五十五有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨五十六有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨五十七有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨五十八有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨五十九有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨六十有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨六十一有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨六十二有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨六十三有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨六十四有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨六十五有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨六十六有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨六十七有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨六十八有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨六十九有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨七十有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨七十一有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨七十二有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨七十三有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨七十四有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨七十五有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨七十六有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨七十七有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨七十八有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨七十九有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨八十有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨八十一有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨八十二有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨八十三有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨八十四有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨八十五有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨八十六有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨八十七有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨八十八有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨八十九有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨九十有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨九十一有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨九十二有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨九十三有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨九十四有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨九十五有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨九十六有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨九十七有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨九十八有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨九十九有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨
宣旨一百有試同宣旨學生事 宣旨外 對策新給事 院下宣旨

16 西宮記

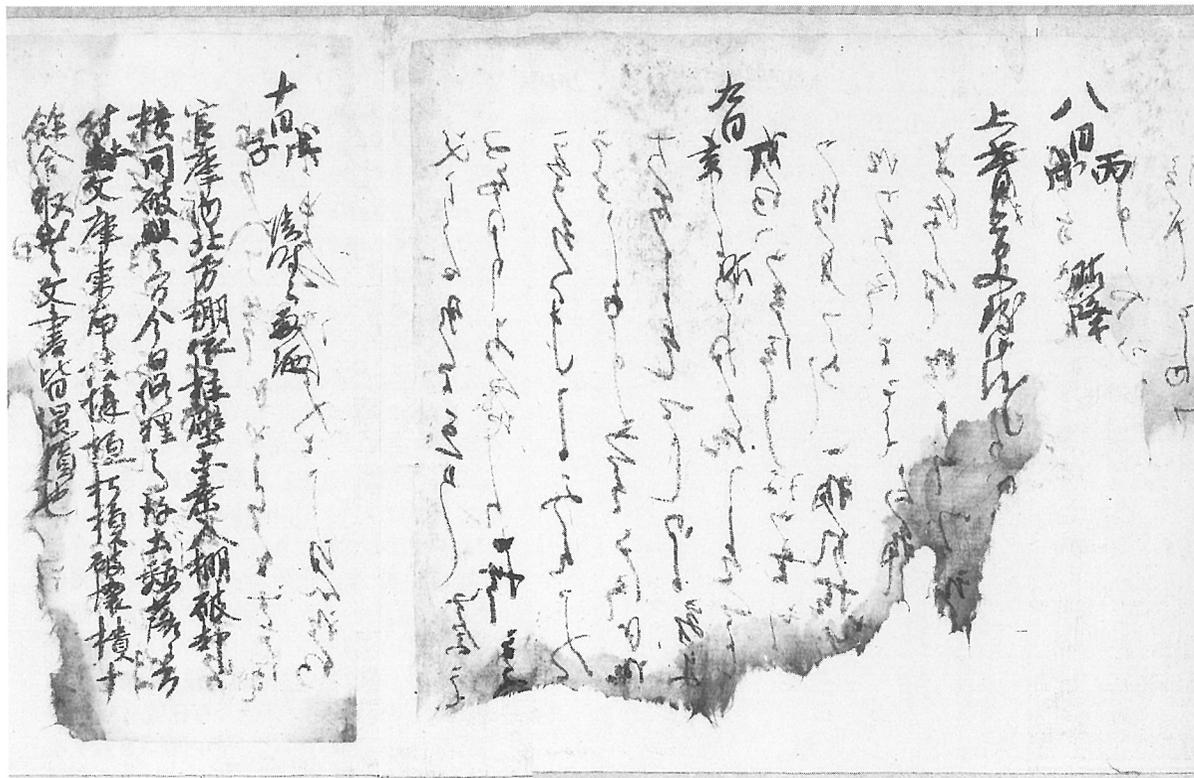
源高明 (914~82) の撰述した儀式・公事の書で、恒例・臨時の朝儀の次第、政務のあり方、装束等の儀礼など、広範な事項を記述する。また諸記録から実例の記事等が引用され、それは逸文の宝庫でもあり、本文と共に平安時代の貴重な史料を提供している。初稿・再稿等に由来する複数の系統の本文が伝写されたようで、後人の追記もあり、現存諸本間には異同が多い。展示本は本文が古写13巻(うち2巻は異書の混入)・新写4巻からなるが、複数の系統の本文を同時に含み、また当本を祖本とする写本が多く存するなど、『西宮記』の書誌研究上に重要な位置を占める。但し当本は江戸初期以後かなり巻数を減じた。国立歴史民俗博物館所蔵の田中本1巻はもと一具の写本。また京都大学の狩野亨吉氏蒐集文書中にはかつて当本の押紙であった断簡が見出される。展示の巻は「第二巻」と内題する臨時の1巻。稿本性格を残す巻で、後半を欠くものの、前田育徳会尊経閣文庫所蔵『西記目録』『臨時巻第二』の内容に合致する。

17 小槻有家置文

鎌倉時代の壬生家当主小槻有家が、官務として現在及び将来にわたり遵守すべき3箇条（文書事・所領事・理非決断事）を子孫に定め記した自筆文書。奥に有家の署判がある。作成年は奥日付と端裏書から文永10年（1273）7月とすることができる。作者有家は建長4年（1252）から弘安3年（1280）まで官務をつとめた人物である。展示箇所である文書事では、冒頭に官文書の管理相伝のことを定めた高祖父政重の起請を引き、曾祖父隆職はこの定めに従い、官務職解任にあたり、後任の甥広房に相伝文書を分与したが、隆職選任の際返還されなかったことを記す。このことが契機となり以後隆職流は壬生家、広房流は大宮家と称され互いに官務職を争うようになる。後半部には隆職以来80余年の記録や連日長案・宣旨目録などが壬生家に保管され、朝廷に重んじられていること、嘉禄2年（1226）の太政官文殿焼失以後、壬生家の保管する文書がますます重視されたことなどが記され、国家のため文書の保存管理を当家最大の任とすべきことを述べている。図書寮叢刊『壬生家文書』1に所収。



（日付，署判）





起請

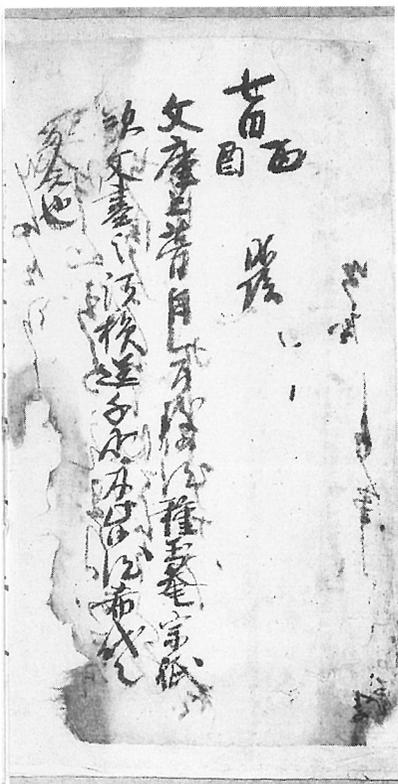
参道條

一 父書事

右官父書者子孫中継家なる其後遺
 叔不存其跡は世高社父令其史天養元年
 叔請乎今史不存其遺跡父令其史也
 退職後河内河守 廣善寺 遷住之塚光
 又中才不附 後河内河守 遷住之塚光
 衣高之文 但願職 跡楚廿九年 同心は父書
 多し物有くと 社父相傳 官勢 廿九年 故史
 官勢九年 品若居職 廿九年 代年 紀相齊
 及八十餘年 連日長景 宜有目錄 恒時時大
 事 事 事 父籍 記録 積考 在于 家 故 考 仕 于 朝
 東 然 重 寶 名 介 過 新 記 中 表 故 下 父 殿 圖 録
 時 聖 代 父 書 价 以 燒 去 後 孫 以 私 家 父 書 可
 信 三 勢 以 明 鏡 次 父 書 相 傳 之 父 史 朝 家 孫 不 故
 重 全 非 故 重 身 為 令 重 父 書 也 運 重 故 父 書
 偏 是 為 朝 家 也

一 万領事

洞 洞 洞 行 万 大 配 子 孫 傳 与 他 人 史 蹟 之 回 據 為 常 法



18 晴富宿禰記

室町時代の官務小槻晴富の日記。晴富(1422~97)は左大史晨照の長男であり、応仁2年(1468)左大史、延徳2年(1490)治部卿に任ぜられた。『建武三年以来記』『官務文庫記録』等を著す。日記の記録期間は文安3年(1446)より明応6年(1497)までであるが、中間に欠失が多く、現存するのは13箇年分のみ。うち明応5年7・8月記など一部を除いて自筆原本が存し、当部に所蔵する。官務としての職務、官務文庫の修営、応仁・文明の乱後の公武関係や市井の様相等の記事をみることができる。展示箇所は、延徳2年11月の官務文庫の修理に関する部分。官務文庫は朝廷・幕府等から特別な保護を受けたが、応仁・文明の乱後に朝廷財政が疲弊したことから修理が滞り、このため文庫の荒廃が進んで雨露に曝される有様であった。11月7日条には、こうした窮状を見かねた連歌師宗祇が篤志を寄付した記事がみられる。本記は図書寮叢刊に所収。

上ノ角リ依ル又

三十日土晴

一 番古来此所徳園、保春とテ行向

三十一日晴入夜暫竹琴凡一而下

一 早朝全刈登

一 藤波教士解入来自今部宅保丸園定浦所望終仁
在念坊の秋友の事豫受を打送る迄其 園若三
馬

一 午任立時斗或部察有直り来書令三十一日午寄
の時午分推世信柳原愛と分院 皇子降延るる言
由を直し函通知あり先以思悦く之也即著礼服
条内思悦申二請命賜祝酒改着太官宮門正思悦
申工妻任以上石假言茶内酒の女席申工思悦

一 度成 悟妙 思悦申工柳原直云以後川 皇子軒御扱
御性健直寄徳誠の思悦く之也次子孫御取 皇子降
延く申上後思悦

一 天藤波 思悦申工女子中より第一二の御持送 故静寛
院言三周祭日と云く御あり出サレ

一 後考初修玉鴻 妾侍四名より第一二の御持送 未回上

一 後修初、若御礼十物料令五万 贈りき 此別取

一 河内多後、書作りきし道り懸待り謝し 菓子二行送る

一 湯田七女、三万借りし言月二奉返す 菓子行送る

九月 甚又

一日月晴

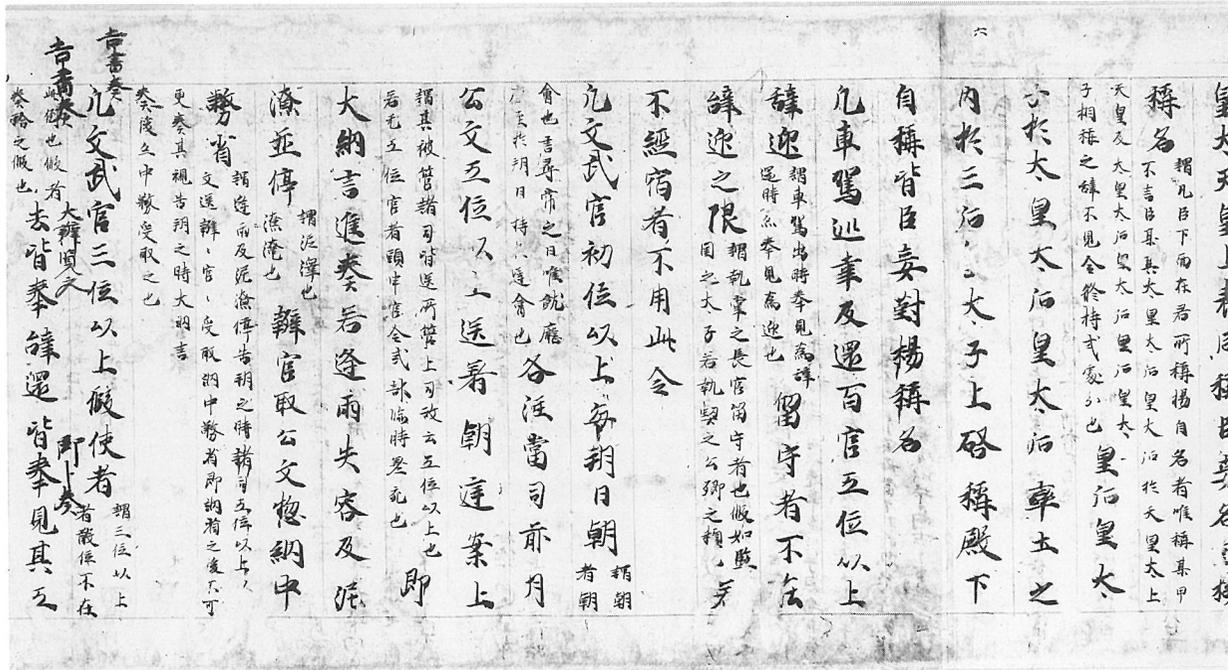
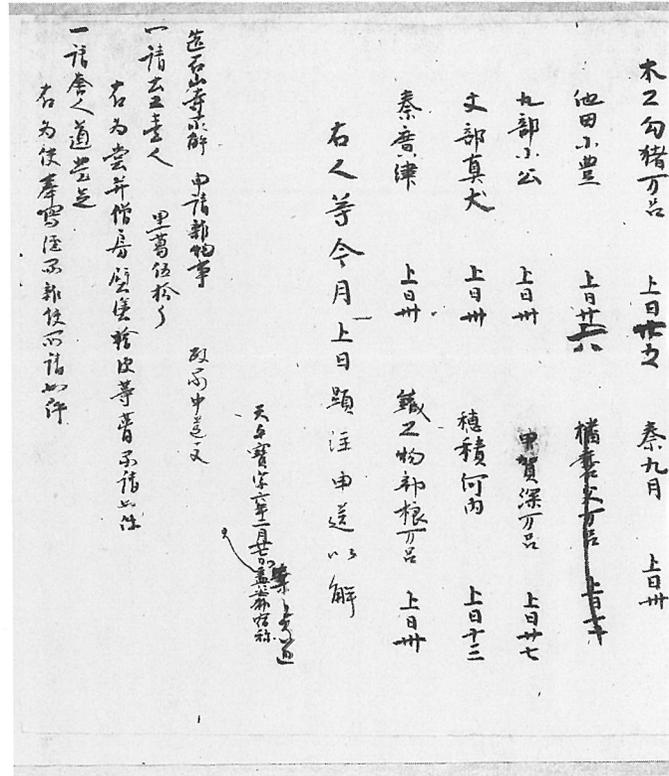
20 橋本実梁日記

橋本実梁 (1834~85) は若くして国事に奔走し、安政5年 (1858) 3月、日米修好通商条約勅許問題で対外強硬論を唱えて八十八卿列参の挙に加わった。文久元年 (1861) 侍従に任じ、また同年には従兄妹であった和宮の東下に随従した。以後国事御用掛、左少将等を歴任するが、同3年の八月十八日の政変で差控を命ぜられる。しかし慶応3年 (1867) 12月の王政復古に際し参与となる。翌明治元年には東海道先鋒総督兼鎮撫使となり、同年4月江戸開城に際し勅使として徳川家処分の朝旨を伝宣した。以後度会府(県)知事、式部助、掌典、元老院議官等を歴任し、明治17年 (1884) には伯爵を授く。幕末から明治にかけての日記は、歴史的変革期における実梁の職務精励ぶりと、新しい宮中制度の確立が求められた時代における彼の役割の一端をよく伝えている。展示箇所明治12年8月31日条には、嘉仁親王 (大正天皇) 御誕生への対応や故静寛院宮 (和宮) 三周祭につき天璋院 (徳川家定夫人) からの御見舞いの記事がある。

谷森本

21 天平時代文書

もと正倉院に伝来した奈良時代の文書・帳簿類を1巻に仕立てた文書集。天平13年(741)3月15日一切経納櫃帳・天平17年10月21日太政官月粮請文断簡・天平勝宝3年(751)5月2日写書所解・天平勝宝2年12月26日僧智憬経巻返送状・天平宝字6年(762)2月造石山寺所解移牒符案断簡の5点よりなる。幕末の正倉院開検の際に流出したと推測され、その後、谷森善臣の所有に帰した。ちなみに正倉院より流出した文書は現在国内外に約80点確認されており、その大部分は『正倉院文書拾遺』に図版と翻刻が収録されている。展示箇所は僧智憬経巻返送状と造石山寺所解移牒符案断簡。前者は東大寺僧智憬が造東大寺司写経所より借り出していた経巻を返送した際の送り状。後者は造東大寺司への報告のために造石山寺所が作成した文書の控えて、本断簡では造東大寺司への月間勤務日数報告や人員・物品請求がなされている。前後に接続するとみられる帳簿が正倉院に現存する。



奏雜

以花經一節

清原夏野

報恩經一節

二卷劄一節

注大意

攝論二節

一節元位并造

一節大業譯名

右付ゆ珠奉叙奉返此所

壬子社實三年正月廿四日

僧智保

依名山寺所解 申進上上日事

合貳拾貳人

主典安都宿祿雄之 上日廿

長上船木宿奈方呂 上日廿

領上馬養 上日廿

三鳥豊羽 上日七

立廣道 上日十三

弓削伯方呂 上日廿

蓮葉半 上日廿

張横能登忍人 上日廿

玉作子綿 上日廿

品治石弓 上日廿

阿乃七方呂 上日廿

奏之人 上日廿五

22 令義解断簡—吉部秘訓抄紙背文書—

『令義解』は『養老令』の公的注釈書で、天長10年(833)、右大臣清原夏野らにより撰進され翌年施行された。展示本は儀制令の冒頭から6条目の文武官条の途中までを残す断簡。平安末・鎌倉初期の公卿吉田経房の日記『吉記』から有職故実関係記事を抄出した『吉部秘訓抄』巻5の南北朝期写本の紙背にあり、第5紙と第6紙の2紙分を占める。ちなみに、第1紙から第4紙までは『養老律』の冒頭の律目録の断簡である。第14・15紙に嘉暦2年(1327)の年紀をもつ紀伊国名草郡且来庄関係の2通の文書があることなどから、本断簡及び『養老律』断簡共に書写年代は鎌倉時代と思われる。断簡とはいえ、『令義解』の当該部分の現在知られる唯一の古写本として貴重である。なお、訓点は付されていない。国立歴史民俗博物館所蔵の広橋本『吉部秘訓抄』巻1・4の紙背にも『養老律』と『令義解』があり、本来はこれと一具のものだったとみられている。

儀制令第八

天子祭祀所稱

天皇

帝

帝

帝

帝

帝

帝

帝

帝

帝

天子祭祀所稱
謂儀制令第八天子祭祀所稱也

天皇
謂儀制令第八天皇也

帝
謂儀制令第八帝也

天子祭祀所稱

天皇

帝

帝

帝

帝

帝

帝

帝

帝

帝

帝

卷位
刑部

刑部親王正二位上、朝臣麻呂、就茅高、贈云五位下、降、真木木人、為公卿、誅、從七位下、下毛野、朝臣石代、為百官、誅、大臣、宣化天皇、云、奈孫多治、比王、子也、成、成、長、政、信、處、分、造、官、准、職、造、大、安、藥、師、二、等、官、准、寮、造、塔、丈、六、二、官、准、司、馬、凡、遷、任、之、人、奏、任、以、上、者、以、名、稱、送、大、政、信、判、任、者、其、部、銓、檢、而、送、之、又、功、臣、封、應、傳、子、者、無、子、勿、傳、但、養、兄、弟、子、者、有、養、傳、其、傳、封、之、人、亦、無、子、聽、更、之、養、子、而、轉、授、之、其、計、世、葉、一、同、正、位、但、以、嫡、孫、為、繼、不得、傳、封、又、五、位、以、上、子、依、從、出、身、以、兄、弟、子、為、養、子、聽、叙、傳、其、以、嫡、孫、為、繼、不得、也、又、畫、立、及、畫、計、年、稅、竿、而、准、寮、諸、師、如、此、類、准、官、判、任、八、月、壬、寅、勅、僧、惠、暹、傳、成、東、樓、並、遷、俗、復、本、姓、代、度、各、一、人、惠、暹、性、銀、名、兄、麻、呂、信、成、性、高、名、金、藏、東、樓、性、王、名、中、文、對、卯、遣、三、品、刑、部、親、王、正、三、位

學律令

藤原朝臣不比等、從四位下、下毛野、朝臣古麻呂、從五位下、伊吉連、博德、伊余部連、馬養、等、撰、律、令、於、是、怡、成、大、略、以、律、斷、唐、朝、處、為、准、云、仍、賜、祿、有、差、甲、辰、太、政、信、處、分、近、江、國、志、我、山、寺、封、起、庚、子、年、許、滿、可、獻、觀、世、普、等、院、策、尼、等、封、起、大、實、元、年、許、滿、五、感、並、停、止、云、皆、准、封、施、物、又、喻、宮、同、准、寮、信、准、長、上、馬、丁、朱、先、是、遣、大、傳、國、惡、海、郡、人、三、由、首、五、瀨、於、對、馬、嶋、治、成、黃金、至、是、詔、授、五、瀨、正、六、位、上、賜、封、五、十、戶、田、十、町、并、絕、綿、布、然、仍、免、雜、方、之、名、對、馬、嶋、司、及、郡、司、主、典、已、上、進、位、一、階、其、出、全、郡、司、者、二、階、獲、全、人、部、宮、通、授、云、八、位、上、并、賜、絕、綿、布、銀、復、其、元、然、身、尚、性、三、年、又、贈、石、火、臣、大、伴、和、稱、御、行、直、遣、五、瀨、治、金、目、賜、大、臣、子、封、百、戶、田、冊、町、住、年、代、屆、口、美、後、五、瀨、許、致、良、撰、令、所、處、分、職、事、官、又、賜、祿、日、五、位、已、下、皆、奉、大、藏、受、其、祿、

23 続日本紀

『日本書紀』に続き編纂された勅撰の国史であり、文武天皇元年(697)より桓武天皇延暦10年(791)に至る9代95年間の記事を取める。編纂には藤原繼縄・菅野真道等があたり、延暦13年から同16年にかけて数次に分けて撰進された。40巻。展示本は7冊からなる写本で、6冊目まで6巻分ずつ、7冊目のみ4巻分を取める。いずれの冊にも奥書はみえない。江戸初期の書写とされてきたが、近年、やや遡る見方もある。新訂増補国史大系の底本に用いられている。冊数の編成をはじめとして、各丁の行詰め・字配り、内容が兼右本(天理図書館所蔵)ときわめて類似しており、三条西実隆の書写本を忠実に写したもので、兼右本とは兄弟本である。卜部家相伝本系統の本文を伝える善本といえる。本文には朱・墨による校異がみられ、印本(明暦3年版本)による改竄もままた認められる。展示箇所には大宝元年(701)8月の律令撰定の記事がみられる。

鳥 刊

聖 罪 及

聖 罪 及

不 殊 投 馬

後人

常所駐東南至女國百里官曰兜馬奴副曰單奴
 母離有二萬餘戶東行至不彌國百里官曰多模
 副曰卑奴母離有千餘家南至投馬國水行二十
 日官曰彌彌副曰彌彌那利可五萬餘戶南至邪
 馬壹國女王之所都水行十日陸行一月官有伊
 支馬次曰彌馬并次曰彌馬獲支次曰奴佳鞮可
 七萬餘戶自女王國以北其尸數道里可得略載
 其餘旁國遠絕不可得詳次有斯馬國次有已百
 支國次有伊邪國次有郡支國次有彌奴國次有
 好古都國次有不呼國次有姐奴國次有對蘇國

次有蘇奴國次有呼邑國次有華奴蘇奴國次有
 鬼國次有為吾國次有鬼奴國次有邪馬國次有
 躬臣國次有巴利國次有支惟國次有烏奴國次
 有奴國此女王境界所盡其南有狗奴國男子為
 王其官有狗古智卑狗不屬女王自郡至女王國
 萬二千餘里男子無大小皆黥面文身自古以來
 其使詣中國皆自稱夫夏后少康之子封於會
 稽斷髮文身以避蛟龍之害今倭人好沈沒捕
 魚蛤文身亦以厭大魚水禽後稍以為飾諸國文
 身各異或左或右或太或小尊卑有差計其道里

24 三国志

魏・呉・蜀三国の歴史を記す中国の正史。晋の陳寿の編纂で65巻。南朝宋の裴松之が詳しい注を付した。新疆鄯善から出土した『呉書』の4世紀写本断簡を除けば、宋の咸平3年(1000)に開版された版本が最古の伝本で、南宋初期に補刻の『呉書』30巻が静嘉堂文庫に伝わる。このほか南宋版本にはいわゆる紹興本(北京図書館蔵『魏書』30巻)と紹熙本があり、展示本は後者にあたる。南宋中期の版本で全65巻(25冊)を存し(巻1~3は後人の補写)、百衲本二十四史の底本として用いられた。近年では、慶元年間(1195~1200)に福州建安で刊行された坊刻本で必ずしも善本とはいえないとする説もある。第15冊蜀志の冒頭に咸平6年の中書門下牒が補写され、第25冊卷末に文政3年(1820)・5年の市野光彦の識語がある。光彦は江戸の漢学者で迷庵と号す。本書は光彦の没後、幕臣新見正路の所蔵に帰し、その養子正興が幕府に献上した。展示箇所は『魏書』巻30東夷伝倭人条で、「邪馬壹国」の語がみえる。参考展示の南宋版『太平御覧』巻782倭国条では「耶馬臺国」に作る。

25 祈雨日記抄

「祈雨日記」ともいう。『日本後紀』『村上天皇御記』等の史書や記録文書より祈雨に関する記事を抄出した書。展示本は、正治2年(1200)9月18日に成賢(1162~1231)が醍醐寺遍智院において書写したもので、所持本を仁和寺御室の守覚法親王に献上したことによる再度の書写であった。成賢は藤原通憲の孫で、第24代及び第26代醍醐寺座主であり、祈雨をはじめ数々の修法を勤仕したことで知られる。成賢が書写した本は、三密房聖賢(1083~1147)が按文等を付し、それに聖賢以後の追加記事が加えられたものであった。展示箇所は冒頭部分で、これによって現存しない『類聚国史』巻第170が推古天皇36年(628)より光孝天皇仁和元年(885)までの六国史の早・祈雨記事を分類したものであったことがわかる。当本以外の古写本には大東急記念文庫本・醍醐寺三宝院本等があり、翻刻は続群書類従に収録されているが、それぞれ内容に異同がある。

天下自妙滂池水愁已以施賢其切也任少僧部
慶賀(向不好有風勢出入之慶自施而自之
聖賢和守敏名推入手於因之願仁李中神
律師畢若余何大徒乎况遺告元件等
極不審也
大師的道昔神泉園池多此收注祈雨蓋驗其
明上從殿上下云云元此池有龍名善如元是元
勢達池龍王類有慈人不足言心以何而之
注此龍人示之以教之言園在自從池中觀形
時奉地成就彼現形業究也全也長八寸許地中
金色地居在長九尺許地也頂也見以現形業
實惠并真雅真信真堅惠真然也法弟
小敢近賢也具信云云奉南内裏少時向勅使
真信也勢種也色物代也龍也真也道宗也
亦記也

赦者幸隨御定可下也者厚蒙出有善
可謂長久也詔書之趣云長曆以後連年有凶災天下不
稔仍詔德於天下宜改元考考之輕乾考等依例可厚
免者即勅文奉御前亦以長久勅天下發了并作詔題
果即奏詔書依用白合不日覽直奏畢諸瑞已下退出
先是有小除日奉任奉膳事也并宮助輕心前志摩寺未得簡者依
為氏人被任已畢故指道之息信季依得父讓也可任
也而重非之上太以幼年者也仍此度不被任也者今
夜奏下吉書云長久天皇至干詔書覆奏者後日亦被
卷云赦者之事別當踐行之慶稱禱不亦次勅旨
左衛門權佐實錄件經數行之日先下進勅元者云
至後開臨特公用請奏也又云義乃廣頒解文同書新
年早奏聞之下出納云
寺寺云云德晚更雪降深及一尺三寸終日不休且泰內
依守典也先地至上渡御勸殿侍下四五擊程儀三件約
殿在中門南廊中其路無故數地地上敬速道經右近

祈雨日記

建自推古天皇卅六季終于光孝天皇仁和元季代、祈雨皆有類聚國史卷第百七十、定異部四早、祈雨附、以卷祈雨、亭明、右有不審者、引見、

淳和天皇

日本後記第三世長元季四月丁未令十五大寺并五畿月七道諸國奉瀆大膳徑防早定也六月代子安藝國之上早夜相并爰巨有數詔加賑給甲辰章神泉苑賑給京也飢民有月甲寅天皇崩

聖德太子

大願傳、長元季、辰依早定、作勅於神泉苑、可於清雨、注者、夏守敏大徒、奏狀、守敏也、上願也、臣等、以、須、先、勸、使、令、兩、西、京、王、臣、傳、請、早、於、者、即、以、勸、使、令、箇、日、結、航、以、相、西、京、王、暗、夜、雷、響、尤、感、也、其、雨、成、洪、水、衆、人、所、感、也、但、遣、使、令、檢、知、廉、也、兩、京、月、不、及、山、林、也、大、師、勤、在、難、臣、百、曹、元、兩、氣、大、師、入、念、思、惟、守、敏、大、徒、駐、取、諸、龍、咒、水、瓶、也、出、定、延、陰、三、箇、日、夜、大、師、皆、日、池、中、有、龍、乎、曰、嘉、元、是、无、契、達、沈、龍、也、賴、所、勸、請、也、促、沈、水、現、其、形、結、航、日、重、雲、雷、後、天、雷、鳴、四、方、急、降、膏、雨、也、大、師、兩、心、于、大、禮、上、自、乞、以、後、三、箇、日、間、膏、雨

26 春記

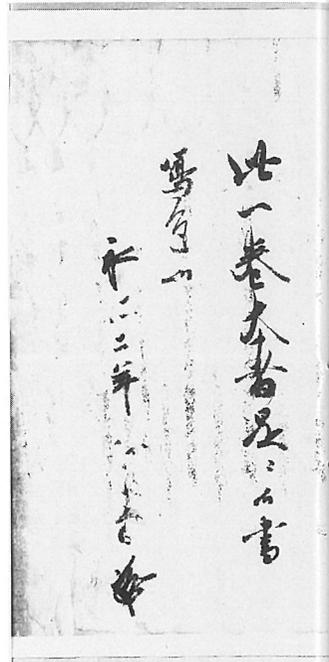
平安時代中期の公卿藤原資房（1007～57）の日記。記主の官職名の春宮権大夫の一字をとり、『春記』という。記録期間は逸文を含め、万寿3年（1026）から天喜2年（1054）までの29年間に及ぶ。その間欠失が多く、1年分を完備する年もない。頼通全盛期に記された本書は、同時代記録の残存状況が悪いなかで、貴重な記録となっている。展示本は平安末期の書写とみられ、長暦2年（1038）10月から長久2年（1041）3月までを断続的に収める8巻。紙背は永万元年（1165）書写の『大日経秘要鈔』など。この本はもと東寺子院に伝来したことから、東寺本とよばれるが、桑名藩（松平家）を経て内閣文庫の所蔵となった。当本とも一具であった写本が京都国立博物館に3巻、大谷大学に1巻所蔵されている。展示箇所は長暦4年11月10日の改元定（長久改元）の記事である。なお、当本と前掲の『祈雨日記抄』は明治24年（1891）に図書寮へ移管されたが、当部の目録に秘閣本としては著録されていない。

也出納道仁乃令彌藏人等畢
九日庚申天晴今日春日祭也昨日石中將行供奉仕之申
代官云、右少年資房、御事、昨日、恭詣、了、奉、敬、
流水上、則、老、專、復、共、奉、入、地、而、依、雜、攝、由、密、行、此、
右、是、替、殿、所、陸、也、小、兒、等、相、共、奉、替、殿、入、夜、違、程、
十日辛酉天晴今日改元定由云、未刻許右府恭入後
諸卿多奉假云、依奉假不入恭入也後日藏人左少年
經成謀云、改元定事、右府恭入諸卿同恭入、用自稱廣福
不恭入給經成合勅語注及之間右府數刻程惟給太不
傳也改元勅文善先日右府願然也板河定申云、今日諸
卿定申以其勅文善故云云、義志、舉用、時勅申三年
号延祥、義志、天壽、孝親、長久、舉親、等願其外皆以不用
也九切孝親、舉用、等是也而延祥注久不宜、孝親、天壽
一二年猶可有其忌故至于長久者難非宿本云已無忌
詳仍以長久可用故者即先申用自殿、有勅文、被下云諸
卿之旨尤可也以此旨奏聞有天許者早作下也其起年

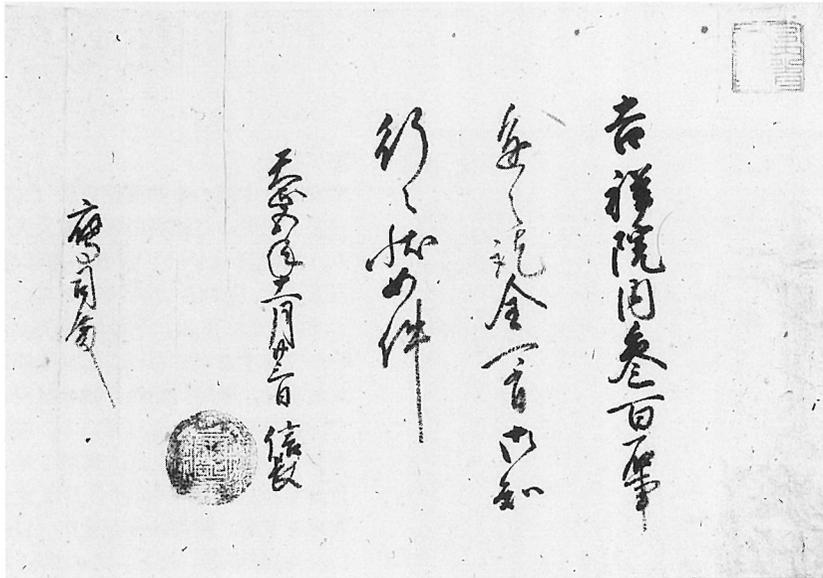
鷹司本

27 照念院殿家領讓状

鷹司家の始祖兼平（照念院 1228～94）が正応6年（1293）に作成した讓状を翌永仁2年に二条師忠が書写したもの。兼平が領有する家領と家地を二人の子息、基忠（前関白）と兼忠（左府）にほぼ等分に分与するという内容である。兼平自筆の奥書と師忠の子息（実は弟）兼基筆の永仁5年（1297）の袖書から、本文書の書写と伝来の過程が窺える。兼平は自分の没後に二人の子息が所領争いを起こさぬよう、かつて関白職を譲るなどして親しかった師忠に讓状を書写させ、それに自ら奥書を加えて正文に準じる効力をもたせて師忠に託し、師忠出家後は兼基が引き継いだ。その後、基忠のもとにあった正文が失われ、この写しが二条家から鷹司家に渡されたのであろう。展示箇所は袖書と家領に関する部分。本文書と建長5年（1253）の「近衛家所領目録」（陽明文庫所蔵）から、成立期の鷹司家領が、近衛家から分与された荘園と鷹司院藤原長子（兼平の姉、後堀河天皇中宮）の遺領とを中核としていたことが知られる。



(奥書)



28

28 鷹司家判物類

天正5年（1577）から明治3年（1870）までの鷹司家へ宛てた判物・印判状等の文書で、若干の関係文書や写しを含め全71点を存する。展示は天正5年11月23日付、鷹司殿宛織田信長朱印状で、天正5年に山城国紀伊郡吉祥院において300石を鷹司殿に宛行つたもの。鷹司家は天文15年（1546）鷹司忠冬没後、嗣子なく中絶していたが、織田信長の口添えで二条晴良の男信房（1565～1657）が鷹司家を嗣ぐこととなり、信房は天正7年に元服している。当部蔵「九条家文書」所収の天正13年5月14日付「九条家当知行并不知行所々指出目録案」によれば、この300石の内150石が「鷹司殿」の成人まで九条家に預けられている。当時の九条家の当主兼孝は信房の実兄。使用されている朱印は有名な「天下布武」を記した3種類の内の一つで、天正5年から使用される双竜型朱印である。

卷之八 讓正木 在前傳

核書寫賜之 前殿

求仁安志月台在大旨

一家領玉

今泉店

棕橋店

網代店內清名

大觀寺領

小水店

宇多院

八見店

青嶋店 上四國前

養食庭店 取賜寺

とと 前白不致子孫行清店

見達治 注之

高思店

物資店

桐森店

上青香店

細河店

とと三國所金蓮寺院領 以内
上細川左馬守限之旨申以改寄

八日丙子晴至南氣入後 院中幸有賜物
九日丁巳嘗入内 見藤原正房

十日戊寅晴入内 幸有藤原正房

一婚者肩拂 肩親室宗奉位

一送内以妙房奉之 期婚者物具 正房物

十一日己卯朔日當今日三位入内 幸有藤原正房

舊日早直裝束禮殿冷卷母屋原由西南等處 申聞立

四人正張出帷幕 申聞 母屋帳敷煙烟帖 二枚 甚上加同儀一
帖 幸有藤原正房 各東西行 曲枕藤原 西南正張五九帳 二枚 甚

同洞由鹿副南柱 五宮大屋風帖 甚其前立階 御東通東

上層中央置酒杯 下層東端置唐壺 西端置打札 甚其前立

取 二階西置唐壺 甚其前立 甚其前立 甚其前立

當階欄北鋪錦烟帖 甚其前立 甚其前立 甚其前立

破御籠 右座東用五三九帳 為三位方座 甚其南敷文帖

二夜 唐舞小 着大威 甚其前立 甚其前立 甚其前立

座行 母座北 同立衣架 甚其前立 甚其前立 甚其前立

母座北 三間立 西庇 同補子 甚其前立 甚其前立 甚其前立

亦為 甚其前立 甚其前立 甚其前立 甚其前立 甚其前立

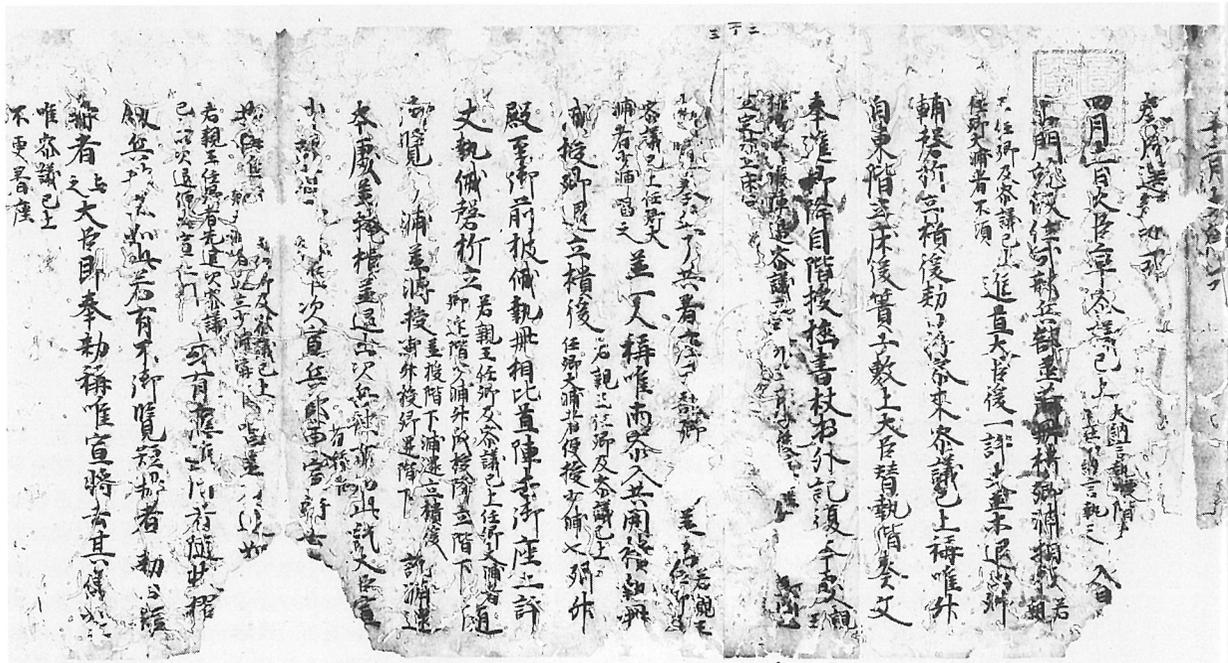
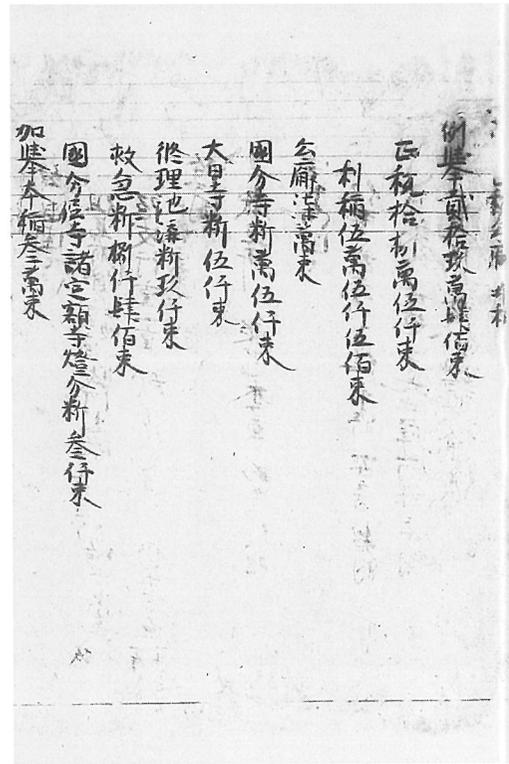
29 鷹司政通記

幕末の関白鷹司政通の日記。政通（1789～1868）は関白鷹司政熙の長男であり、右大臣・左大臣・関白を歴任し、関白辞任後も内覧に留まるなど、朝廷・公家社会の中心にあって幕末の多難な政局運営にあたった。また古来の制度や故実に関する記録類の蒐集整理を進めたことでも知られる。政通の自筆日記は、文化5年（1808）から文政11年（1828）までの『鷹司政通記』のほか、文化15年から弘化3年（1846）までの『鷹司政通記草』があるが、両者共に欠年が多く相互関係も判然としない。これらの記載内容は、朝儀・御幸・学問・詠歌等を中心とし、古記録に基づく先例検討がみられるが、政治・社会情勢や私見にはあまり触れておらず、事実の記録を優先している。展示の箇所は、文化14年12月11日条、仁孝天皇の女御藤原紫子の入内についての記事。紫子が政通の妹であったため、政通は指図を用いながら一部始終を詳細に書き留めており、貴重な史料を提供している。

九条本

30 摂津国正税帳案—中右記紙背文書—

『中右記』は平安後期の右大臣藤原宗忠(1062~1141)の日記。書写年代は、年紀がわかる紙背文書に、安貞元年(1227)具注暦、嘉禄年間(1225~27)・建保年間(1213~19)等の文書類、寿永年間(1182~85)の宣旨案、保安元年(1120)の年紀が記される摂津国正税帳案等がみられることから、文書群の下限である安貞年間をあまり下らない時期と考えられる。紙背文書のうち、摂津国正税帳案をはじめ、ほぼ同じ頃の作成と考えられる租帳案・出挙帳案・大計帳案・調帳案は、一括して同書長承元年の記3巻のうち2巻の紙背にみられる。どのような経緯で当本の紙背に利用されたのかは判然としないが、これら諸帳には横界線が引かれ、継目裏書・国印などはなく、正税帳案・調帳案はそれぞれ2通残っているという特徴をもつ。展示箇所は摂津国正税帳案のうち「保安元年税帳注」の語がみられる部分(右に継がれるのは租帳案の一部)である。



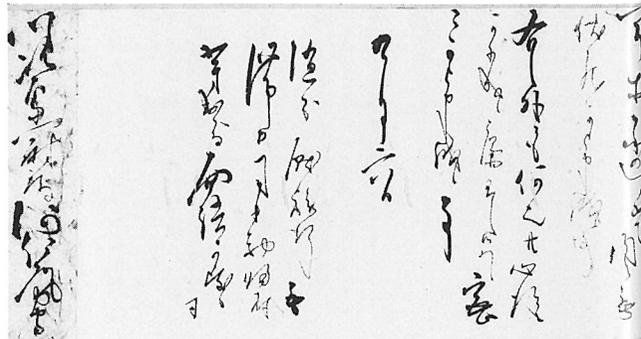


34 京都日記

幕府勘定奉行川路聖謨の禁裏御造営掛在任中の日記。川路（1801～68）は豊後国日田に生まれ、幕府に仕え、軽輩の身から佐渡奉行・奈良奉行・大坂町奉行・勘定奉行等の要職に栄進した。殊に日露和親条約締結交渉におけるその才腕はよく知られる。川路は生来筆まめな人で、遠国出張の折などには江戸の留守宅へ日記を書き送った。この日記もその一つで、安政2年（1855）8月9日に禁裏御造営掛を命ぜられた川路の出張日記であり、9月7日の江戸出立から11月21日の帰宅までの記録である。京都御所が安政元年4月6日に火災で灰燼に帰したため、幕府は直ちに老中首座阿部正弘を作事惣奉行に補し内裏御造営に着手した。川路の上洛はその仕上げの時期であり、展示の10月25日条は、紫宸殿ほか各殿舎の工事が進捗し、障壁画など最後の作業も完了間近という時点における内裏の出来映えなどが記されている。『川路聖謨文書』巻6（日本史籍協会叢書）所収。

35 史料旧東

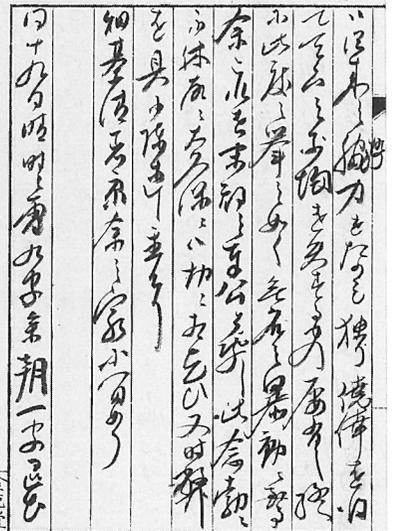
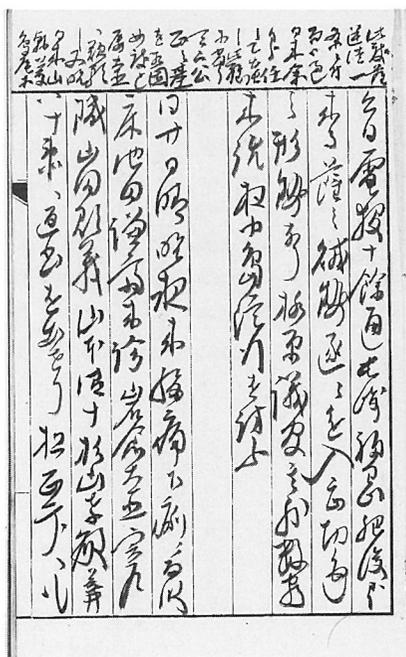
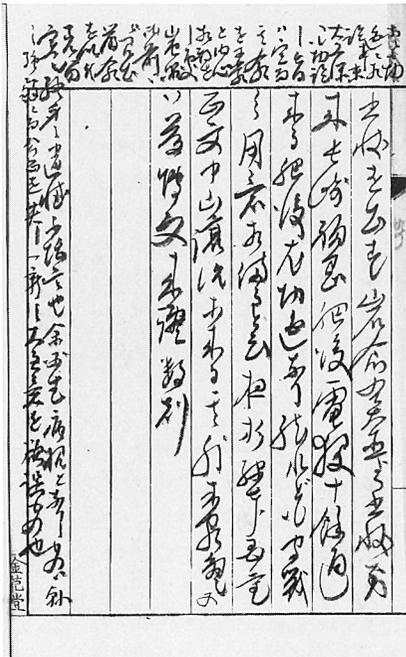
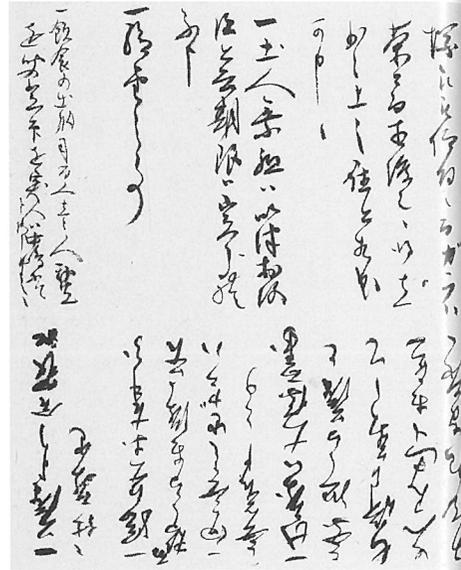
川路聖謨宛の来翰を主に2巻の卷子本に装丁した書翰集。天保6年（1835）から安政5年（1858）までの来翰を中心に、川路の書翰案を含む130通を収める。主な差出人は、幕府老中では水野忠邦・阿部正弘・堀田正睦ら、藩主では水戸藩の徳川斉昭、佐賀藩の鍋島直正ら。ほかに大久保忠寛・佐久間象山・藤田東湖といった幕末の俊秀からの書翰を多く含む。これらの書翰の内容は、こうした諸士と川路との交流に加え、幕末史の諸相を知る具体的な手掛かりとなり興味深い。展示史料は安政2年9月6日付の老中阿部正弘書翰。川路は禁裏御造営のために上洛したが、ほかに2件の付随任務を与えられた。その1件は海岸防禦体制構築のための大坂湾岸の巡視であり、別の1件は道中筋を含む派遣先で入手し得る地方情勢に関する見聞を内報する任務であった。本書翰は後者につき阿部が自ら内命を記したものである。『川路聖謨文書』巻8（日本史籍協会叢書）所収。



木戸本

37 木戸家文書 井上馨自筆書状

長州藩が購入した乙丑丸に関する覚。日付・差出人・宛名を欠くが、慶応元年（1865）11月、井上聞多（馨）が木戸孝允（1833～77）に送ったものと推定される。幕府の長州再征に備え、長州藩は小銃・船舶の購入を進め、海援隊の斡旋でユニオン号を薩摩藩名義で購入した。交渉の一切を委任された海援隊士上杉宗次郎（近藤長次郎）は、薩摩藩の名義にてグラバーと購入の契約を結び、11月8日、同船を長崎より下関に回航した。長州藩はこれを随意に使用できると考え、すでに乙丑丸と名付け船長を任命していたが、上杉は薩摩藩との交渉において、海援隊士を乗組員として乗船させること、薩摩藩の船旗を掲げ、薩長両藩の共用とすることなどを条件としていた。展示本からは乙丑丸に対する長州藩の強い期待が窺える一方で、薩摩藩と上杉との内約の内容が長州側に伝わりはじめたことも知られる。この問題は両藩の間で大きな紛議とはなったが、かえって、進みつつあった薩長提携をより促進することとなった。



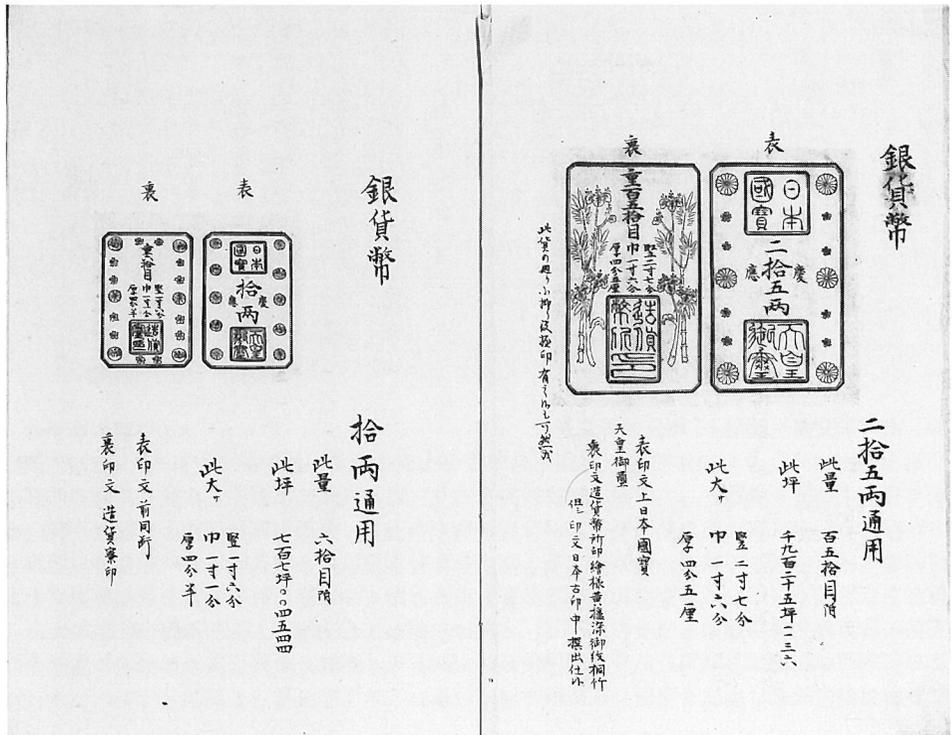
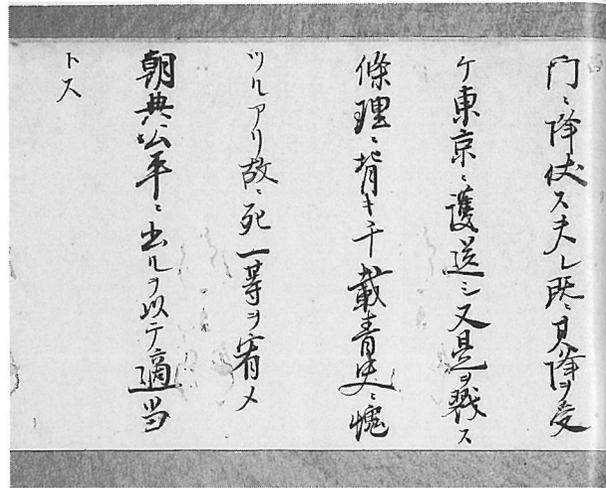
38 木戸家文書 木戸孝允手記

木戸孝允自筆の日記。明治元年（1868）4月1日から同10年5月6日までを22冊に収める。各冊表紙に表題はなく、所載年月日と冊次のみが記されている。10年5月6日で終わっているのは病の進行のためである（同月26日死去）。日記は開明派の総帥として統一国家形成を主導した木戸自身の政治的行動の細密な記録となっている。特徴は、折々の会談の内容や心情の吐露などが直截に綴られていることで、そこから板垣退助の自由民権運動や人民の困苦にも理解を示した立憲君主制論者の姿などが鮮やかに浮かび上がる。明治初期政治史の第一級史料である。展示箇所は明治10年2月19日の条。西南戦争勃発時の九州出張希望が明治天皇により差留められたという顛末を、同日の条に頭注で記しており、「末期の奉公」とまで思い詰めていた木戸の奔走と落胆ぶりが窺える。なお本記は『木戸孝允日記』と題し日本史籍協会叢書に収められている。

三条公行実編輯掛本

40 黒田清隆建言書

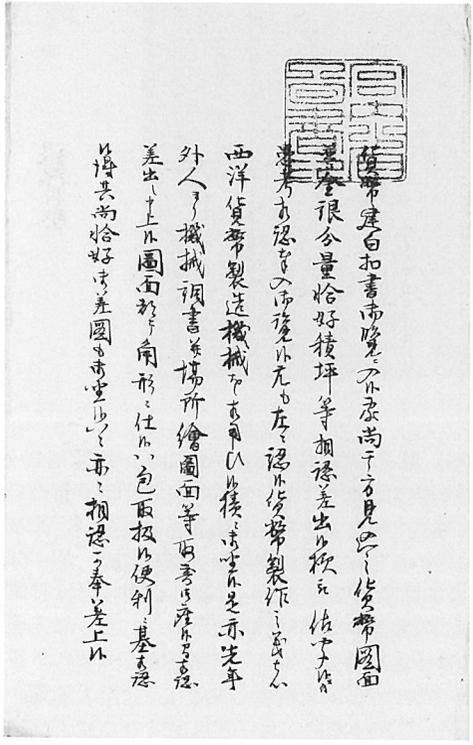
黒田清隆が開拓次官として、時事に関し明治3年(1870)12月29日、右大臣三条実美宛に提出した建言書。黒田(1840~1900)は明治2年戊辰戦争終結後、外務権大丞となり、11月兵部省に移り、翌3年2月には「海陸軍の事件御下問に付上陳」を天皇へ上奏するなど、当初は軍制面で活躍した。しかし対露問題の浮上と共に同年5月開拓次官に就任、同時に樺太専務となり同地を視察するに至った。10月帰京した黒田は、北海道・樺太開拓に関する建議を行い(いわゆる「十月建議」)、政府の北方政策に影響を与えた。本書は「十月建議」、翌年正月の「樺太処分ニ付三策」と共に、北方経営・対露和平論者としての黒田を印象づけている。内容は、政府部内における薩長問題、樺太放棄論、榎本武揚助命論、館藩救助論の4項にわたる。樺太経路に関する箇所では、樺太をロシアに付与し、「カラ無用之地ニ勞セス」を上策とする見解が述べられている。



一 權太い経界ニツアリ断然
 是ヲ弁テ魯西西付シカヲ
 無用ニ他勞セス是ヲ上業
 トスナトヒニ二歩ヲ後讓ルト欲
 経界ヲ確定シ多ク煩雜
 ヲ省ク是ヲ中策トス雜居
 入倉乃リ事端ヲ生スル無
 ラシメ機ヲ付テ断然是ヲ
 弁ル上策 斯ク是ヲ下策
 トス
 一 榎本奎次郎之弟長
 ヲ恨ミ 王師・拔シ名銀
 一 起ル貝眾小ナリ水ス然モ
 聖上寛仁徳感終軍

41 新貨幣目論見絵図并添書

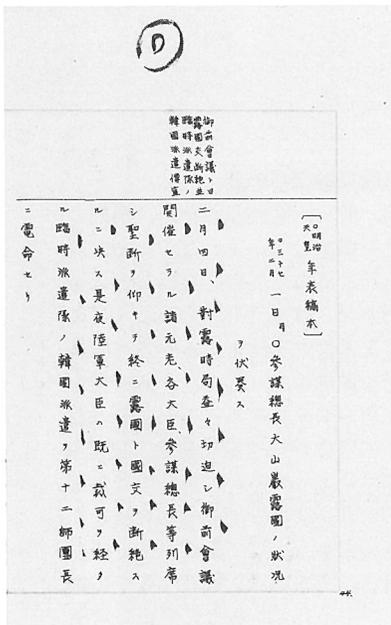
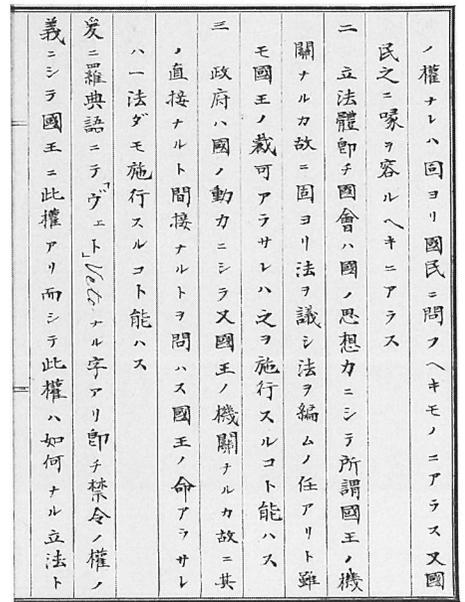
明治新政府は、統一国家創設のため、幣制の確立の必要性を痛感していた。このため三岡八郎（由利公正）に命じ、金札発行と共に造幣の準備を行わせ、慶応4年（1868）4月には近代的造幣工場設立を決定する一方、旧幕時代の金銀座を継承して、閏4月、貨幣司を設置、新貨鑄造の準備を進めることとなった。本史料は、その新貨鑄造準備の最中（同年9月）に三浦乾也によって書かれたものである。三浦はこの年正月、貨幣改鑄の急務を論じた建白書を三岡八郎に提出しており、その建白書を見た三岡が、三浦から新貨の図案や金銀分量などについての意見を徴したものと考えられる。なお正月に提出された建白書は、現在、東京大学史料編纂所に写本が所蔵されている。三浦乾也（1820～89）は通称陶蔵。乾山流の陶工であったが、長崎で洋船製造技術を学び、仙台藩に招かれて軍艦を建造するほか、水戸藩で反射炉を造るなど、幕末から明治初期に技術者として活躍した人物である。なお新政府による統一通貨の完成は、明治3年（1870）の大阪淀川河畔の工場完成、及び明治4年の新貨条例制定を待たなければならず、この建白は実現しなかった。



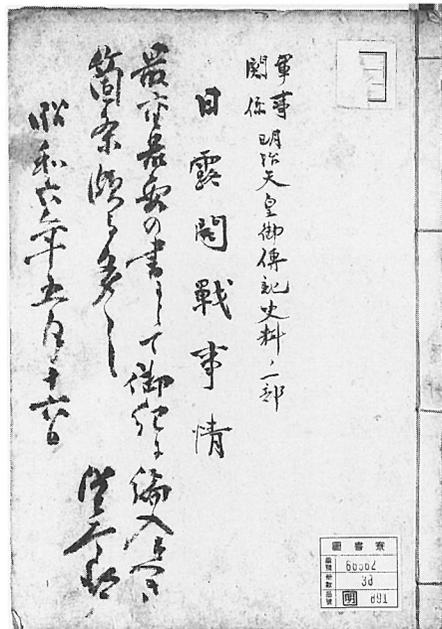
臨時帝室編修局本

42 澳国スタイン博士講話録

侍従であった藤波言忠（1853～1926）が明治18年（1885）8月から同20年11月にかけて欧米視察を行った際、オーストリア・ハンガリー帝国で国家学の泰斗ローレンツ・フォン・シュタイン（Lorenz von Stein）から受けた講義内容をまとめたもの。同45年7月15日付の自序によると、藤波は帰国後33回にわたってその内容を明治天皇に進講したという。当時政府は、立憲君主制確立のため自由民権勢力と対立しながら、憲法・皇室典範等の諸法典の制定に邁進しており、また天皇も枢密院（同21年4月設置）でのそれらの草案の審議に臨まれている。彼の御進講に注目する所以である。内容上の特色は、憲法の理念、行政・国会・宮内等の組織及び運営という重要事項が歴史的経緯、問題点等も含めて懇切に説かれていることである。このことは、明治天皇が立憲君主の使命と役割を自覚されていく上で意義のあったことと推察される。展示箇所は、国王・国会・政府それぞれが有する権能を説明したところである。



(第28)

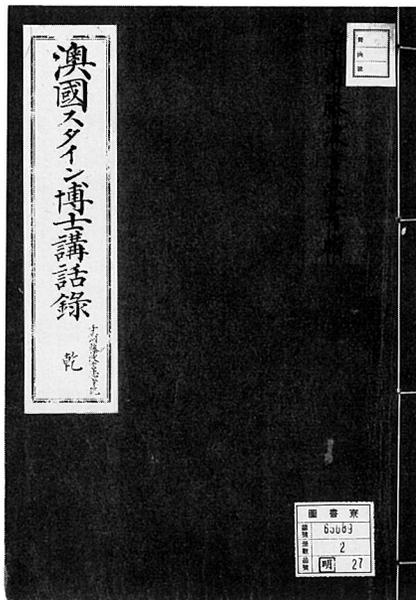


(別冊)

43 軍事関係明治天皇御伝記史料

明治天皇を中心とする陸軍関係の特殊事項を収録した史料集。目次・本文36冊、別冊1冊、既稿補修1冊の計38冊からなる。編纂者竹内栄喜（1873～1935）と校閲者大島健一（1858～1947）は共に予備役の陸軍軍人。本書は昭和2年（1927）から同8年にかけて、竹内と大島により宮内省臨時帝室編修局（總裁金子堅太郎）に寄贈された。載録記事は王政復古の号令渙発から明治天皇の崩御・大喪に及び、編年体で各事項の綱文を掲げ、続けて依拠史料を配列している。展示箇所は明治37年（1904）2月4日、日露開戦を決定した御前会議開催の項（第28所収）。参考のためこの会議の布設略図も展示した。金子は本書の随所に批点等を施し、特に別冊「日露開戦事情」の表紙には「最重最要の書にして御紀に編入すへき箇条頗る多し」と墨書きしており、本書が『明治天皇紀』編修のための重要史料の一つとなったことを窺わせる。なお、防衛庁防衛研究所図書館には本書の副本が所蔵されている。

一	勲章ヲ授クル等人民ニ名譽ヲ與フルノ權
二	官吏ヲ進退スルノ權
三	平和ヲ結ブノ權
四	條約ヲ結ブノ權
五	特赦スルノ權
六	死刑宣告ノ權
七	軍兵ヲ進退スルノ權
以上ノ七權ハ國王タルヘキモノ、天質ヨリ專有スル	



ト云フコトノ一ツノ例デアリマス、實ハ今日迄私ハ誰方ニモ御耳
 ニ入レナイノデアリマシタガ、ソレハ明治四十五年ノ春ノコトデ
 ゴザイマス、當時皇太孫殿下デアラセラレタ。今上陛下ハ學習院
 初等科四年生デキラセラレマシタ、其時ニ乃木大將ハ既ニ御將來
 ノ御教育法ニツキ肝膽ヲ碎イテ居リマシテ初等科御卒業ノ後ハ、
 折ニ御學問所ヲ御格ヘ遣バンシテ、ソコデ御修學遊バサル、ノガ至
 當ト思フ、就テハ自分ハ斯ウ云フ考ヲ持ツテ居ルト言ハレテ、此
 ノ書物ヲ私ニ示サレマシタ、(巻物提示)此ノ中ノ宋字ハ私ノ意見
 ツモ斟酌セラレテ「ソレデヤ斯ウ直ホサウ」ト訂正セラレタノデ
 アリマス、之ヲ淨書致シマシタノデ此ノ下書ハ記念ノ爲メ私ガ買
 ビ受ケタノデアリマス、サウシテ淨書シタ本書ハ、(敬覽ニ供シ奉ツ
 臨時帝室編修局)

が御遊シ遊バサレレ御方モ在ラセラレルト愚考仕リマスカラ、必
 ズシモドノ御家ハドウト云フコトデナク、御健康ヲ殊ニ軍人御希
 望デ在ラセザル、カバ、サウ云フ御方様ハ矢張軍職ニ御就キニナル
 ヤウニ御沙汰ヲ裁キタイ、是ハ自分ガ 陛下ニ申上ゲタイト思フ
 ガドウカト云フ御話ガアリマシタ、其當時 小笠原ハ學習院ノ御用
 掛ヲ致シテ居リマシタカラ、ソレハ海ニ結構ト思ヒマス申シマ
 スト、乃木大將ハ暫ク立テマスト「其事ヲ 陛下ニ申上ゲタ、サ
 ウスルト御嘉納ニナツタカラ其積リテ居テ呉レ」ト云フ御話デア
 リマシタ、
 ソレカラモウ一ツハ恐入ツタ事デアリマスガ、今上陛下ノ御教育
 ノゴトデアリマシテ、如何ニ乃木大將ガ用意周到デアリマシタカ

44 小笠原長生談話速記

本史料は臨時帝室編修局が昭和3年(1928)2月22日に小笠原長生(1867~1958)に対して行った談話聴取の速記録である。小笠原は、旧肥前唐津藩主長行の長男で海軍中将。東郷平八郎の側近として知られる。また学習院御用掛・東宮御学問所幹事をつとめるなど、昭和天皇の御教育にも深く関与した。小笠原は、談話披露を辞退した東郷に代わり、臨時帝室編修局総裁金子堅太郎・編修官長三上参次らに対し、東郷の心事を代弁し、また明治天皇や学習院長乃木希典に関する逸話を語っている。展示箇所は、明治45年(1912)春頃、乃木が当時学習院初等科在学中の迪宮裕仁親王の将来の教育体制として、初等科卒業後は新たに御学問所を設置し、そこで修学されることが望ましいという構想を披露した時のものである。乃木の構想は、彼の死後大正3年(1914)に設置された東宮御学問所の原型となった。なお文中にある乃木の意見書草稿の写しは、当部所蔵「小笠原子爵家文書」に収められている。

展示書目

御所本

1	臣軌 卷上	鎌倉期写	1帖	503—55
2	須頼王経	奈良期写	1帖	503—34
3	孝明天皇女房房子日記 (13冊の内)	高野房子自筆	1冊	413—460

伏見宮本

4	紀家集	延喜19年大江朝綱写	1卷	伏—641
5	通憲入道書目録	鎌倉期写	1卷	伏—501
6	伏見院宸記 (8巻・附1通の内)	宸筆	1巻	伏—520
7	椿葉記	貞成親王御筆	1巻	伏—5

柳原本

8	水左記 (2巻の内)	源俊房自筆	1巻	柳—1250
9	江家次第	三条西実枝写	1巻	柳—1263
10	続史愚抄 (19冊の内)	柳原紀光自筆	2冊	柳—57

三条西本

11	叙玉秘抄	延徳3年三条西実隆写	1巻	415—344
12	公卿補任 (3冊の内)	三条西実隆他写	1冊	415—296

葉室本

13	葉室教忠記	自筆	1巻	葉—2088
14	葉室頼業記 (14冊の内)	自筆	1冊	葉—1004

壬生本

15	左丞抄 (8冊の内)	保安写	2冊	500—13
16	西宮記 (17巻・附1巻1冊の内)	平安～江戸期写	1巻	510—8
17	小槻有家置文	原本	1巻	F9—52
18	晴富宿禰記 (19巻の内)	小槻晴富自筆	1巻	F9—112

橋本本

19	静寛院宮御日記 (5冊の内)	親子内親王御筆	1冊	508—60
	参考展示：和宮御側日記 (29冊の内)	庭田嗣子自筆	1冊	508—95
20	橋本実梁日記 (15冊の内)	自筆	1冊	508—53

谷森本

21	天平時代文書	原本	1巻	谷—409
22	令義解断簡——吉部秘訓抄紙背文書——	鎌倉期写	1巻	谷—461
23	続日本紀 (7冊の内)	江戸初期写	1冊	谷—341

秘閣本

24	三国志 (25冊の内)	宋版 有補写	1冊	401—87
	参考展示：太平御覧 (114冊の内)	宋慶元版 有補写	1冊	550—5
25	祈雨日記抄	正治2年积成賢写	1巻	512—22
26	春記 (8巻の内)	平安末期写	1巻	512—21

鷹司本

- | | | | | |
|----|----------------|-----------|----|-------|
| 27 | 照念院殿家領讓状 | 永仁2年二条師忠写 | 1卷 | 鷹—661 |
| 28 | 鷹司家判物類 (71通の内) | 原本写本 | 1通 | 鷹—713 |
| 29 | 鷹司政通記 (24冊の内) | 自筆 | 1冊 | 鷹—682 |

九条本

- | | | | | |
|----|------------------------------|-----------------|----------|---------------|
| 30 | 摂津国正税帳案—中右記紙背文書— | 原本 | 1卷 | F8—10 |
| 31 | 内裏式 中巻 | 鎌倉期写 | 1卷 | 九—113 |
| 32 | 政基公旅引付 (5冊の内)
参考展示：日根野村絵図 | 九条政基自筆
コロタイプ | 1冊
1鋪 | 九—78
C6—49 |
| 33 | 道房公記 (1巻12冊2帖の内) | 九条道房自筆 | 1冊 | 九—5119 |

川路本

- | | | | | |
|----|-------------|-------------|----|---------|
| 34 | 京都日記 | 川路聖謨自筆 | 1冊 | 415—58 |
| 35 | 史料旧東 (2巻の内) | 原本 | 1巻 | 503—175 |
| 36 | ね覚のすさび | 明治16年川路高子自筆 | 1冊 | 415—36 |

木戸本

- | | | | | |
|----|--|--------|----|--------|
| 37 | 木戸家文書 井上馨自筆書状
(51通・附1枚の内) | 慶応元年自筆 | 1通 | F1—8 |
| 38 | 木戸家文書 木戸孝允手記
(22冊・附3冊の内) | 自筆 | 1冊 | 509—49 |
| 39 | 木戸家文書 明治10年公加筆文書 地ノ84
(天・地・人・番外・特 421巻の内) | 木戸孝允自筆 | 1巻 | F1—5 |

三条公行実編輯掛本

- | | | | | |
|----|-----------------------------------|--------------------------|----------|------------------|
| 40 | 黒田清隆建言書 | 明治3年自筆 | 1巻 | 506—166 |
| 41 | 新貨幣目論見絵図并添書
参考展示：貨幣製造機械取調書并絵図面 | 慶応4年三浦乾也自筆
慶応4年三浦乾也自筆 | 1冊
1冊 | 274—73
274—72 |

臨時帝室編修局本

- | | | | | |
|----|---|-----------------------|----------|----------------|
| 42 | 澳国スタイン博士講話録 | 明治45年藤波言忠筆記 | 2冊 | 明—27 |
| 43 | 軍事関係明治天皇御伝記史料 (38冊の内)
参考展示：御前会議場布設略図 | 竹内栄喜編・大島健一校
大正13年写 | 2冊
1冊 | 明—891
明—554 |
| 44 | 小笠原長生談話速記 | 昭和3年タイプ版 | 1冊 | 明—1013 |

(書写時期及び筆写者名等の注記はその書全巻にかかる)

